

第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して～

令和6(2024)年3月

越谷市



はじめに

本市では、平成30年(2018年)6月に「市民一人一人が自他のかげがえのない命を守り、大切にし、誰もが自殺に追い込まれることのない、地域社会の実現に寄与する」ことを目的とした「越谷市自殺対策推進条例」を制定(同年10月施行)し、当該条例の理念や基本施策として掲げる13施策を実現するため、平成31年(2019年)3月に「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」を策定して、自殺対策を全庁的及び官民協働による取り組みとして総合的及び計画的にすすめてまいりました。



自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、こころの健康の問題だけでなく、過労や生活困窮、孤立などの様々な社会的要因があり、それらの問題が複雑に絡み合っているとされており、何かしらの困難等に直面したときに自分は一人ではないと思えること、また、困難等に直面した人に声をかけ、必要に応じて専門機関につなぐことなど、日ごろの取り組みによって、自殺に追い込まれないようなまちづくりをすすめていくことが大切です。

しかしながら、全国的に自殺者数は依然として毎年2万人を超える状況にあり、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から、令和2年(2020年)には11年ぶりに前年を上回りました。さらに小中高生の自殺者数が同年に過去最多を更新するなど、自殺対策を取り巻く環境が大きく変化したため、国は自殺総合対策大綱を令和4年(2022年)10月に見直しました。

こうした状況を踏まえ、令和6年度を初年度とする「第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画」を策定しました。重点施策に「女性の自殺対策の推進」を加えるなど、これまで取り組んできた自殺対策施策の展開をより拡大し、これまで以上に様々な分野の機関や団体と連携を図りながら自殺対策を推進してまいります。今後とも市民の皆さま、関係者の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました越谷市自殺対策連絡協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

越谷市長 福田 晃

目 次

第1章 計画策定の趣旨等.....	1
1.1 自殺対策の背景.....	1
1.2 計画策定の目的.....	1
1.3 国・県の動向.....	2
1.4 計画の期間と位置づけ.....	2
1.4.1 計画の期間.....	2
1.4.2 計画の位置づけ.....	3
1.4.3 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取組.....	4
第2章 越谷市の現状と課題.....	5
2.1 統計資料に見る現状.....	5
(1) 自殺者数の推移.....	6
(2) 自殺死亡率の推移.....	6
(3) 年齢別自殺者数.....	7
(4) 年代別に見た死亡原因.....	7
(5) 同居人の有無別自殺者数.....	8
(6) 職業別自殺者数.....	8
(7) 原因・動機別自殺者数.....	9
2.2 越谷市の特徴と傾向.....	10
(1) 自殺の特徴.....	10
(2) 自殺の特性.....	11
2.3 市民の自殺に対する意識.....	12
2.3.1 市政世論調査.....	12
2.3.2 青少年意識調査.....	17
2.4 自殺対策施策の現状.....	21
2.5 自殺対策の評価と課題.....	29
(1) 本市における自殺の傾向.....	29
(2) 市民の自殺傾向に対する意識.....	29
(3) 本市の自殺対策施策について.....	29
(4) 第2次計画に向けて.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
3.1 基本理念.....	31
3.2 数値目標.....	31
3.3 施策体系.....	32

第4章 施策の展開.....	33
4.1 基本施策.....	33
(1) 自殺に関する調査及び研究.....	33
(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進.....	34
(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成.....	38
(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実.....	40
(5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備.....	45
(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進.....	47
(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援.....	50
(8) 自死遺族等に対する支援.....	52
(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援.....	53
(10) 子ども・若者の自殺対策の推進（重点施策）.....	53
(11) 高齢者の自殺対策の推進.....	54
(12) 労働問題による自殺対策の推進（重点施策）.....	58
(13) その他自殺対策に必要な施策の推進.....	59
4.2 重点施策.....	60
A. 子ども・若者の自殺対策の推進.....	60
B. 労働問題による自殺対策の推進.....	65
C. 女性の自殺対策の推進.....	68
第5章 計画の推進.....	72
5.1 官民協働による関係機関の連携推進.....	72
5.2 市役所内の推進体制の充実.....	72
5.3 施策等の年次報告.....	72
5.4 計画の評価.....	73
資料編.....	74
1 策定経過.....	74
2 越谷市自殺対策推進条例.....	76
3 越谷市自殺対策連絡協議会.....	79
4 越谷市自殺対策庁内推進会議.....	81
5 自殺対策基本法.....	83
6 自殺総合対策大綱（概要）.....	88
7 相談先一覧.....	94

第1章 計画策定の趣旨等

1.1 自殺対策の背景

我が国の自殺者数は、平成10年(1998年)に年間3万人を超えて以来、高い水準で推移してきました。国は、平成18年(2006年)に自殺対策基本法を制定、平成19年(2007年)には自殺総合対策大綱を策定し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援を充実する施策を進めています。その結果、それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、様々な自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少に転じました。

平成28年(2016年)、「誰もが追い込まれることのない社会」を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことを明記するとともに、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。また、平成29年(2017年)には「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、自殺総合対策の基本方針、当面の重点施策、数値目標、推進体制等の指針が定められました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年(2020年)には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となっており、令和2年(2020年)には過去最多、令和3年(2021年)には過去2番目の水準となっています。このことを受け、令和4年(2022年)には自殺総合対策大綱の見直しが行われています。

1.2 計画策定の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません(自殺対策基本法第2条)。自殺対策は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。

市では、平成30年(2018年)6月に越谷市自殺対策推進条例を制定しました。平成31年(2019年)3月に越谷市いのち支える自殺対策推進計画を策定し、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ計画的に推進してきました。

今般、現行計画の計画期間が終了するにあたり、市の自殺対策を拡充・推進することを目的に、第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画を策定するものです。

1.3 国・県の動向

令和4年(2022年)10月、国は「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定しました。自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされており、今回の改定は平成29年(2017年)7月策定の大綱を見直したものです。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、

- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化
- ・地域自殺対策の取組強化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ・自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

また、国は、令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数が過去最多となった事実等を受け、子どもの自殺対策に係る取組について、令和5年(2023年)6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。

埼玉県では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成30年度(2018年度)に「埼玉県自殺対策計画」を策定し、令和3年(2021年)4月に新たな「埼玉県自殺対策計画(第2次)」を策定しました。令和6年度(2024年度)からは、地域保健医療計画の一分野として自殺対策計画が包含されることとなっています。

1.4 計画の期間と位置づけ

1.4.1 計画の期間

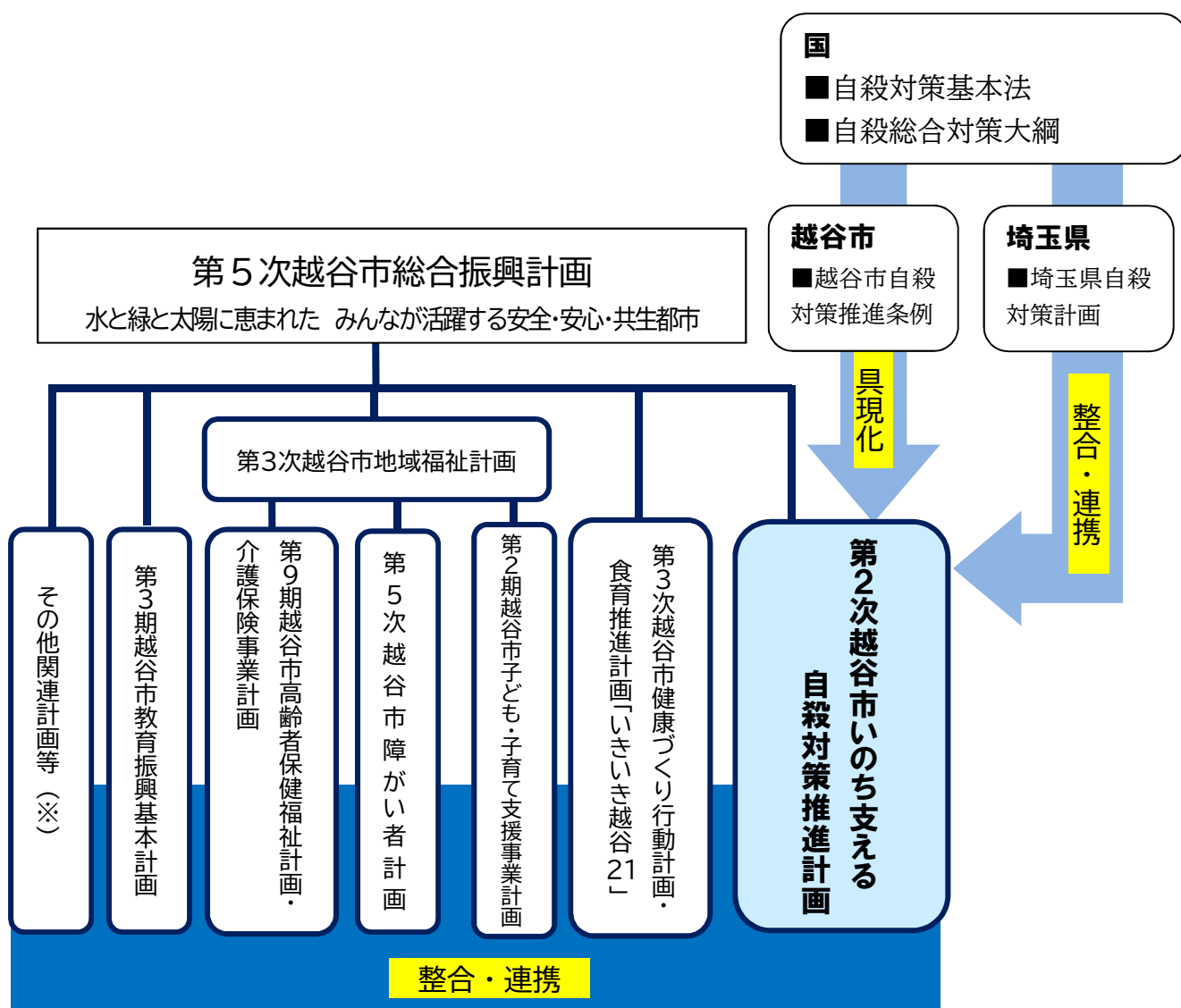
本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の5年間とします。

(年度)						
令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)
越谷市いのち支える 自殺対策推進計画						
		第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画				

1.4.2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、大綱及び越谷市自殺対策推進条例の趣旨を具現化するものとして位置づけられます。

また、本計画は「第5次越谷市総合振興計画」のもとで「第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」と整合をとるほか、「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第3次越谷市地域福祉計画」「第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第3期越谷市教育振興基本計画」、その他の関連計画等と整合・連携を図りながら策定するものです。



(※) 第4次越谷市男女共同参画推進計画
越谷市地域防災計画 等

1.4.3 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取組

本計画の推進に当たっては、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」を十分に意識します。

SDGsではすべての国が「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和12年（2030年）を年限とする17の国際目標に取り組むことを求められています。

本市でも、「第5次越谷市総合振興計画」の分野別計画において各施策ごとに代表的なSDGsグローバル指標を記載しており、本計画の上位となる「大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり」の「2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる」では、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「13 気候変動に具体的な対策を」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」が掲げられています。

本計画においても、上記の指標、特に「3 すべての人に健康と福祉を」の観点から、すべての人が自殺に追い込まれることのない、いのちを支え合うまちづくりを進められるよう施策を展開していきます。

【SDGs 17 の目標】



第2章 越谷市の現状と課題

2.1 統計資料に見る現状

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

◆調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としています。

警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

◆調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上します。

警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点で計上します。（ただし本計画では、自殺統計に基づいて厚生労働省自殺対策推進室が集計した「地域における自殺の基礎資料」に基づき「自殺日・住居地」で計上しています）

なお、いずれの統計も暦年（1月から12月）の統計です。

◆事務手続き上の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺であった旨の訂正がない場合は、自殺に計上していません。

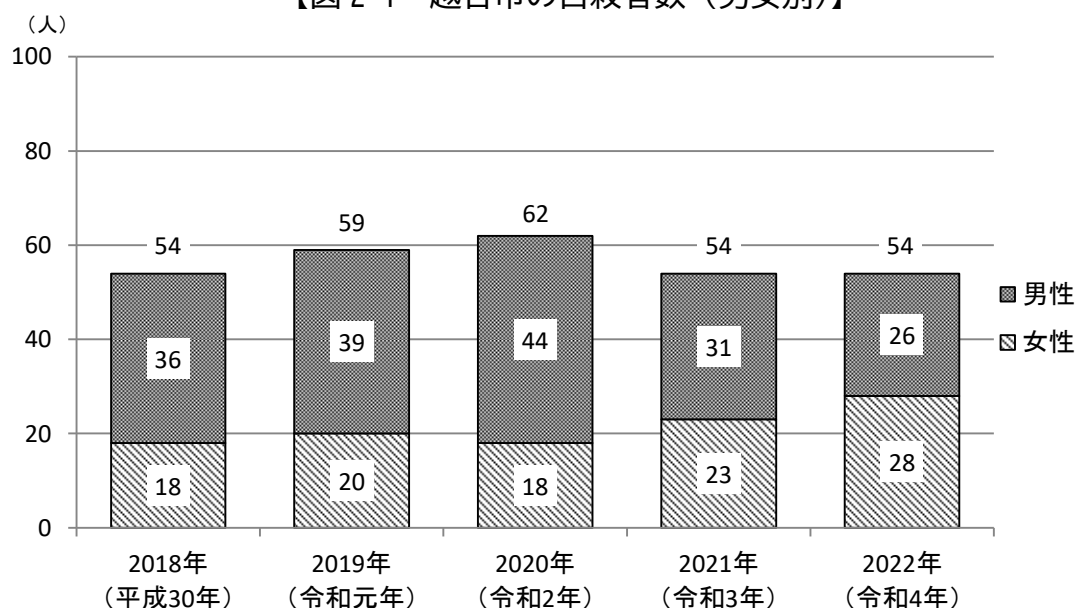
一方、警察庁の自殺統計は、捜査等により死亡した理由が自殺であると判明した時点で、自殺に計上しています。

※ 以下の各項目は、出典により分析期間に相違があることにご注意ください

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、平成 23 年(2011 年)までは 80 人前後で推移していましたが、平成 24 年(2012 年)以降はやや減少し、近年は年によって変動はあるものの、概ね 50～60 人台で推移しており、令和 2 年(2020 年)に 62 人だったものが令和 3 年(2021 年)、令和 4 年(2022 年)は 54 人となっています。令和 4 年(2022 年)は女性の人数が多くなっています。

【図 2-1 越谷市の自殺者数（男女別）】

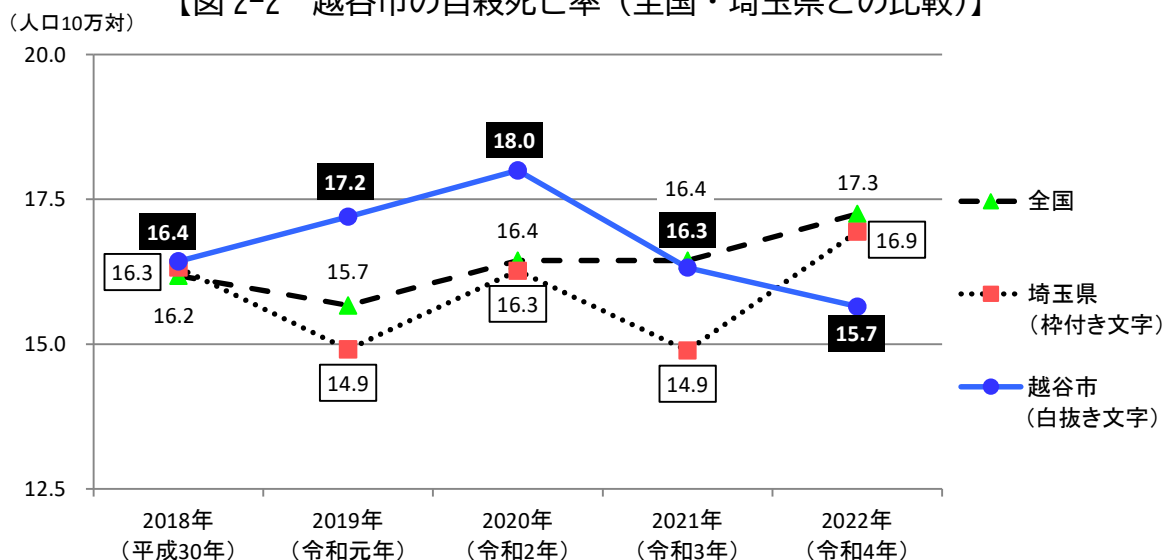


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの年間自殺者数の割合です。本市の死亡率は令和 4 年(2022 年)に 15.7 となっています。令和 4 年(2022 年)を除き全国平均及び埼玉県平均をやや上回っています。

【図 2-2 越谷市の自殺死亡率（全国・埼玉県との比較）】

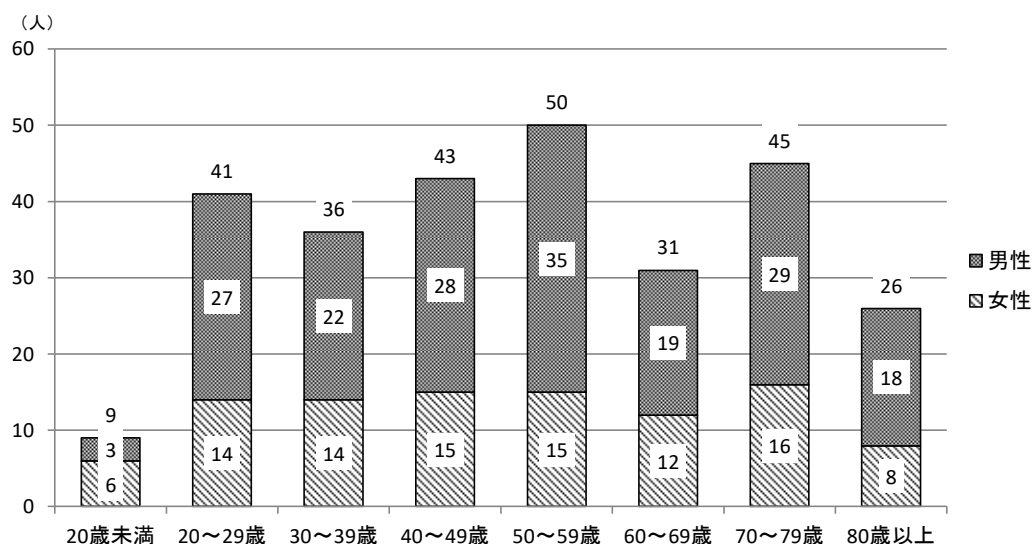


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（A表）」

(3) 年齢別自殺者数

平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの自殺者の年齢は、男性は50～59歳が、女性は70～79歳が最も多くなっています。

【図2-3 年齢別自殺者数（過去5年間の合計）】



資料：警察庁「自殺統計」

(4) 年代別に見た死亡原因

年代別の死亡原因を見ると、青年期(15～24歳)と壮年期(25～44歳)では自殺が第1位となっています。特に青年期(15～24歳)では、死亡原因の半数以上が自殺となっています。

【表2-1 ライフステージ別死因順位(2017年～2021年)】

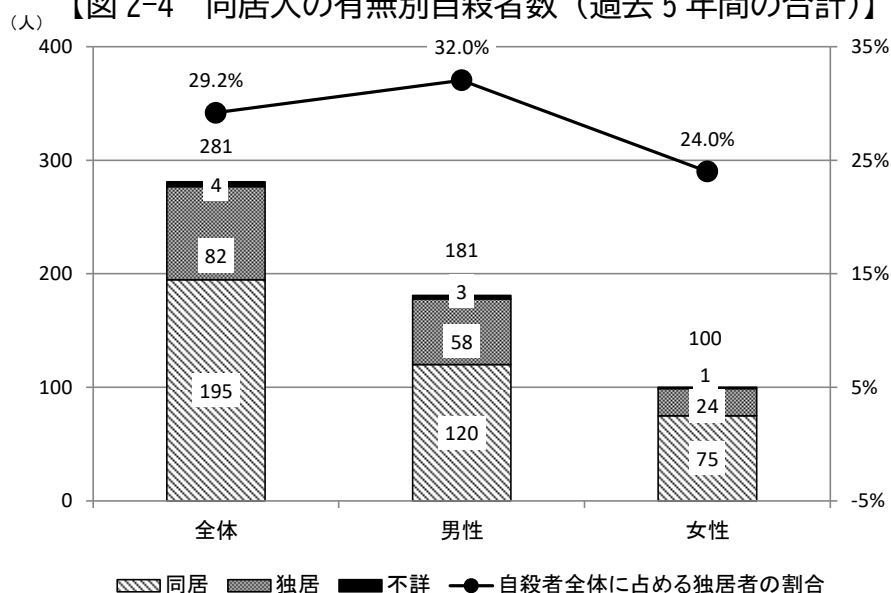
年代	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
幼年期 (0～4歳)	先天奇形、変形及び染色体異常	33.3%	周産期に発生した病態	14.8%	不慮の事故	7.4%
少年期 (5～14歳)	悪性新生物	20.0%	その他の新生物	20.0%	先天奇形、変形及び染色体異常	20.0%
青年期 (15～24歳)	自殺	55.2%	不慮の事故	10.3%	悪性新生物	8.6%
壮年期 (25～44歳)	自殺	32.0%	悪性新生物	26.3%	心疾患(高血圧性を除く)	12.1%
中年期 (45～64歳)	悪性新生物	39.4%	心疾患(高血圧性を除く)	15.7%	脳血管疾患	7.2%
高齢期 (65歳以上)	悪性新生物	28.9%	心疾患(高血圧性を除く)	16.8%	肺炎	8.5%

資料：埼玉県「地域の現状と健康指標」

(5) 同居人の有無別自殺者数

平成30年(2018年)～令和4年(2022年)の5年間の同居人の有無別自殺者数を見ると、家族と同居していた方は195人、独居の方は82人と、同居の方のほうが多くなっています。男性のほうが女性より独居の割合が高くなっています。

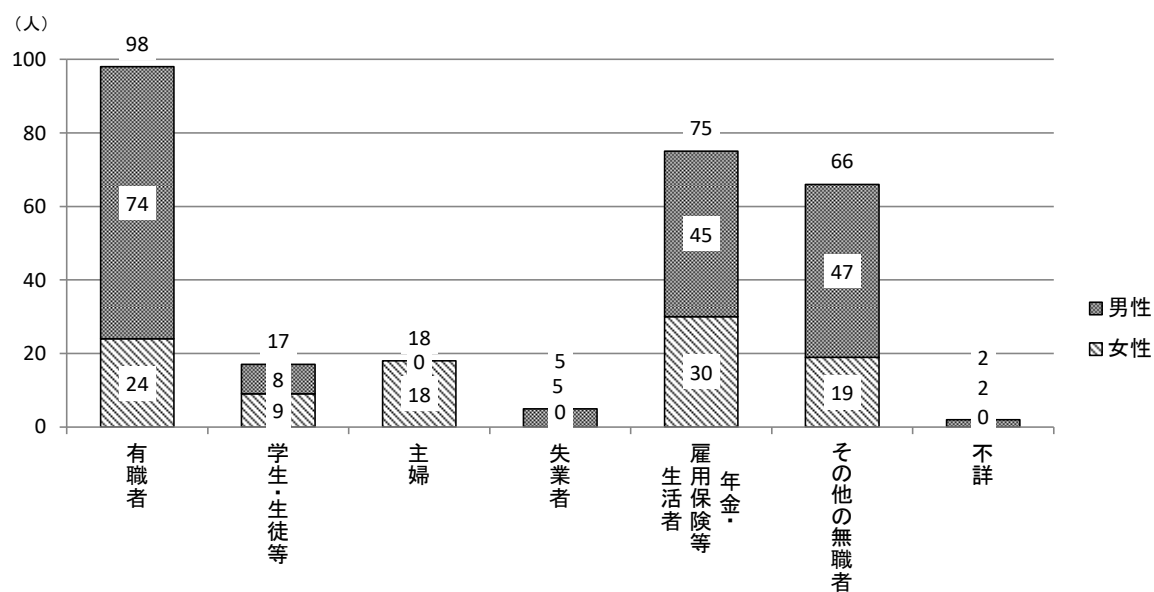
【図2-4 同居人の有無別自殺者数(過去5年間の合計)】



(6) 職業別自殺者数

職業別自殺者数を見ると、「有職者」が98人と最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」が75人、「その他の無職者」が66人となっています。女性では「年金・雇用保険等生活者」が30人と最も多くなっています。

【図2-5 職業別自殺者数(過去5年間の合計)】

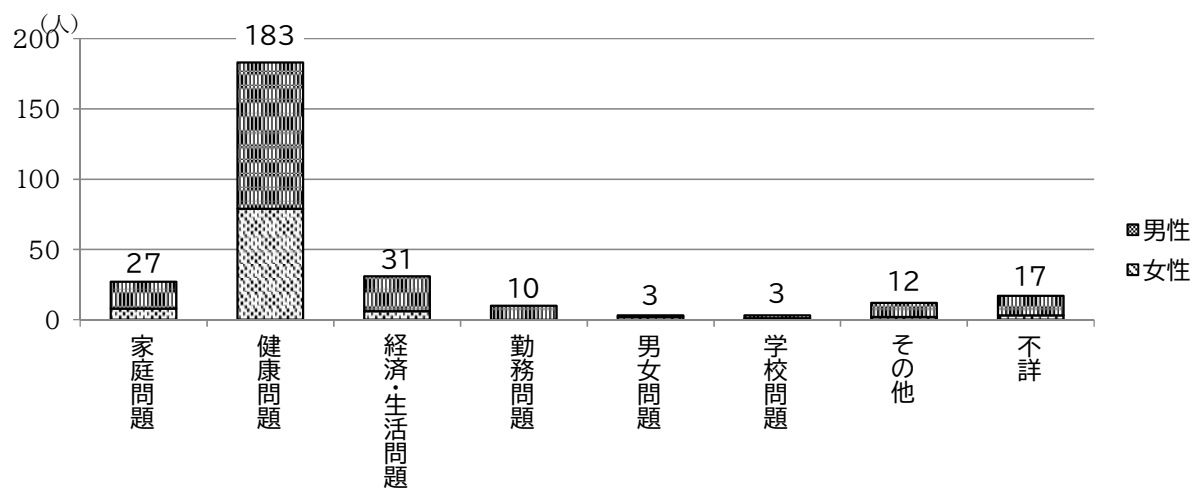


(7) 原因・動機別自殺者数

平成30年(2018年)～令和4年(2022年)の5年間の原因・動機別自殺者数を見ると、健康問題が183人と特に多く、全体の3分の2近くを占めています。それ以外の原因・動機では経済・生活問題が31人、家庭問題が27人、勤務問題が10人となっています。

自殺は一つの要因によって起きるものではなく、いくつかの問題が複雑に絡み合っ
て最終的に自殺に追い込まれていきます。自殺した方は、概ね4つの問題を抱えていると言われています。原因・動機で健康問題が多くなっているのも、経済・生活問題や家庭問題などのさまざまな問題を抱えた方が次第に精神的に追い詰められ、最終的にうつ状態に陥って自殺に至ると考えられています。

【図 2-6 原因・動機別自殺者数（過去5年間の合計）】



単位：人	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
男性	19	104	25	10	1	2	10	14
女性	8	79	6	0	2	1	2	3
全体	27	183	31	10	3	3	12	17

資料：警察庁「自殺統計」（複数回答）

2.2 越谷市の特徴と傾向

自殺総合対策推進センターでは、地域の自殺の特徴を抽出した「地域自殺実態プロフィール」（以下「プロフィール」という。）を作成しています。ここでは、プロフィールの結果に基づいて本市の特徴と傾向を分析しています。

（１）自殺の特徴

本市の主な自殺の特徴を見ると、平成 29 年(2017 年)～令和 3 年(2021 年)の 5 年間で自殺者が最も多かったのは「男性 60 歳以上無職同居」の 29 人となっており、次いで「男性 40～59 歳有職同居」の 27 人、「男性 20～39 歳無職同居」の 22 人となっています。

地域の主な自殺者の特徴（2017～2021 年合計）＜特別集計（自殺日・住居地）＞

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	29	10.3%	25.9	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	27	9.6%	13.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:男性 20～39 歳無職同居	22	7.8%	77.7	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4 位:男性 60 歳以上無職独居	20	7.1%	97.0	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5 位:女性 40～59 歳無職同居	19	6.8%	16.7	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表 1 参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

(2) 自殺の特性

本市の自殺者の特性を分析したところ、20 歳未満、20 歳代、50 歳代、80 歳代及び無職者・失業者（★がついているもの）で、本市が全国の市町村の中で上位 20～40％に入っています。（なお、無職者・失業者については、自殺者 1 人の増減でランクが変わるため注意が必要です）

■自殺の特性の評価（2017 年～2021 年合計）

	自殺死亡率	ランク		自殺死亡率	ランク
総数 ¹⁾	16.4		男性 ¹⁾	22.7	
20 歳未満 ¹⁾	2.3	★a	女性 ¹⁾	10.2	
20 歳代 ¹⁾	23.8	★	若年者(20～39 歳) ¹⁾	19.7	★
30 歳代 ¹⁾	16.3	－	高齢者(70 歳以上) ¹⁾	21.7	
40 歳代 ¹⁾	16.1	－	勤務・経営 ²⁾	13.2	
50 歳代 ¹⁾	25.8	★	無職者・失業者 ²⁾	37.1	★★★★
60 歳代 ¹⁾	13.1	－			
70 歳代 ¹⁾	20.2	－			
80 歳以上 ¹⁾	24.7	★			

*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率（10 万対）。自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

*2) 特別集計に基づく 20～59 歳における自殺死亡率（10 万対）。自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

ランクの標章

ランク	
★★★★／☆☆	上位 10%以内
★★／☆	上位 10～20%
★	上位 20～40%
－	その他
* *	評価せず

※ 全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。

2.3 市民の自殺に対する意識

2.3.1 市政世論調査

調査の目的	本調査は、市民生活の現状、行政への要望及び市政に対する評価の意識を的確に把握するとともに、市民に対する施策の浸透状況を測定し、今後の行政運営等に反映させるための基礎的資料とすることを目的として実施しました。		
対象者	越谷市内在住の18歳以上の男女5,000人		
調査の方法	郵送方式（郵送配布・郵送及びインターネット回収）		
調査期間	令和4年7月11日～令和4年7月25日		
有効回収数	2,717	有効回収率	54.3%

■ 調査結果の概要

これまでに自殺（自死）したいと考えたことがあるかについて、「はい」は1割半ばとなっており、自殺（自死）したいと考えた理由は「家庭問題」が約4割で最も多く、「経済・生活問題」が4割弱で続いています。

自殺（自死）について悩んだ時の相談者について、「配偶者」が約2割で最も多く、「友人」が約1割で続いています。一方、「誰にも相談しないと思う」は約4割となっています。

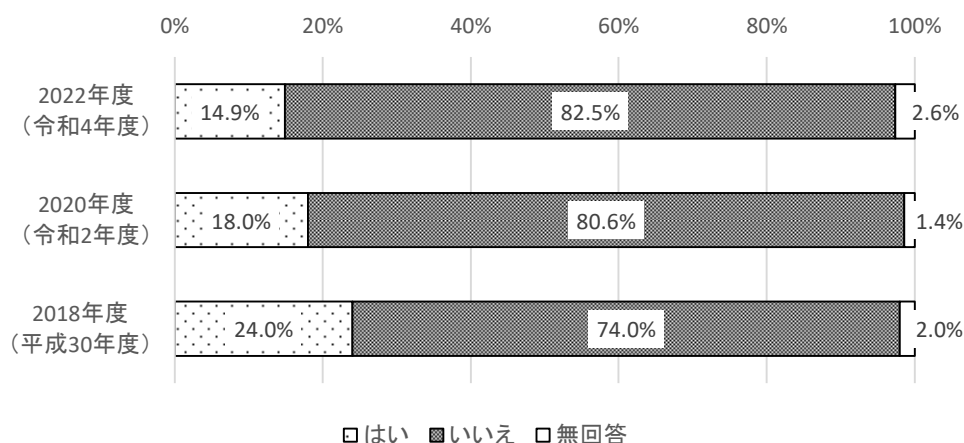
自殺（自死）に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」は約3割となっています。自殺防止に効果的だと思う対策は「健康や病気に関する相談」が2割半ばで最も多く、「資金繰りや多重債務など経済的な問題に関する相談」が2割強で続いています。

①死にたいと思ったことがあるか

これまでに自殺（自死）したいと考えたことがあるか聞いたところ、「はい」（14.9%）は1割半ば、「いいえ」（82.5%）は8割強となっています。

過去の調査と比較すると「はい」は低下傾向にあります。

【図2-7 死にたいと思ったことの有無】

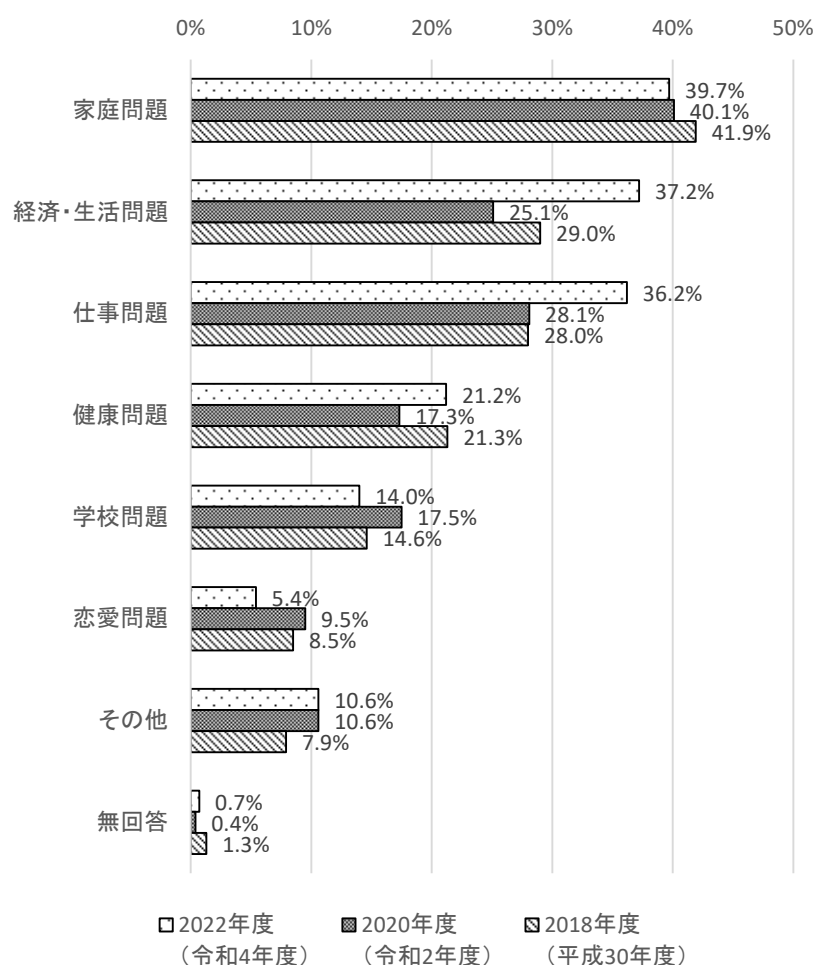


②死にたいと思った理由

自殺（自死）したいと考えたことがあるかについて「はい」と回答した 406 人に、自殺（自死）したいと考えた理由を聞いたところ、「家庭問題」（39.7%）が最も多く、次いで「経済・生活問題」（37.2%）、「仕事問題」（36.2%）、「健康問題」（21.2%）、「学校問題」（14.0%）の順となっています。

前回調査と比較すると、「経済・生活問題」（25.1%）は 12.1 ポイント「仕事問題」（17.3%）は 8.1 ポイント高くなっています。

【図 2-8 死にたいと思った理由】

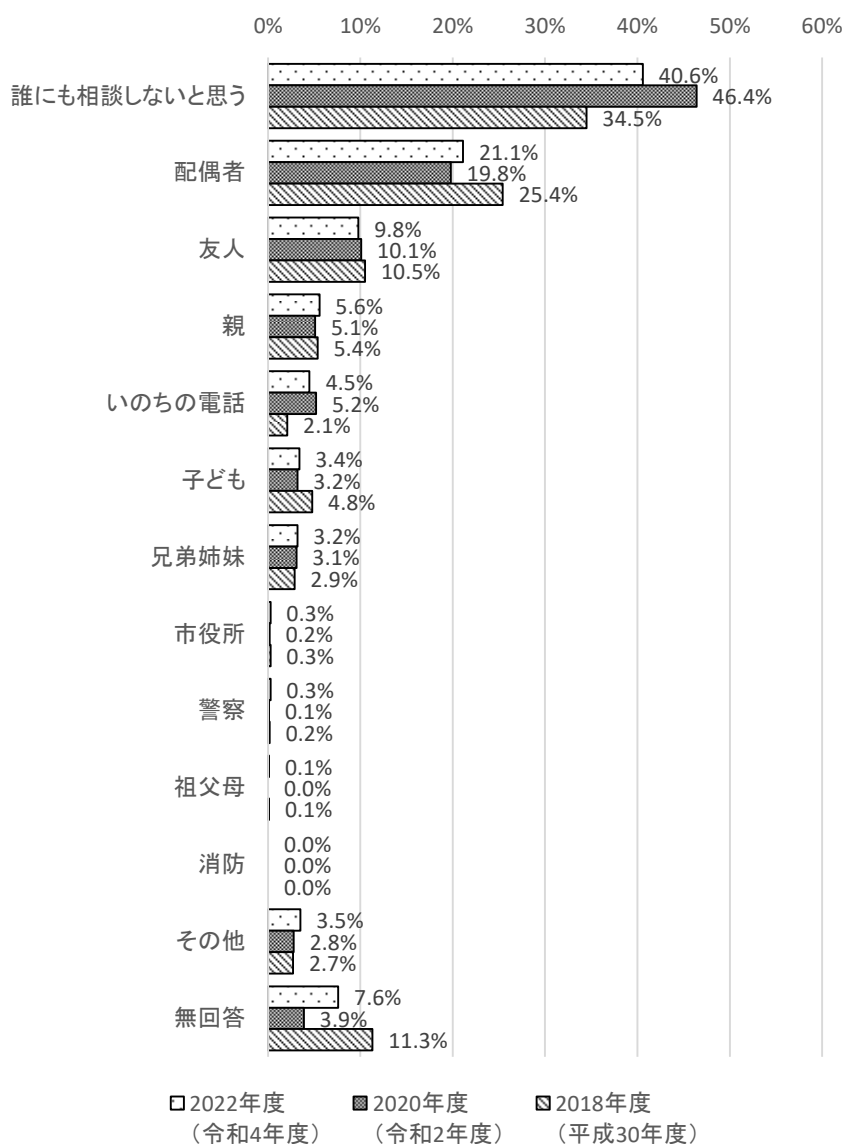


③悩んだとき相談する相手

自殺（自死）について相談する相手を聞いたところ、「配偶者」（21.1%）が最も多く、次いで「友人」（9.8%）、「親」（5.6%）、「いのちの電話」（4.5%）の順となっています。一方、「誰にも相談しないと思う」（40.6%）は約4割を占めています。

過去2回の調査と比較すると、相談者の割合は令和2年度（2020年度）と概ね同様の傾向となっています。一方、「誰にも相談しないと思う」は令和2年度（2020年度）（46.4%）と比べ5.8ポイント減少しています。

【図 2-9 悩んだとき相談する相手】

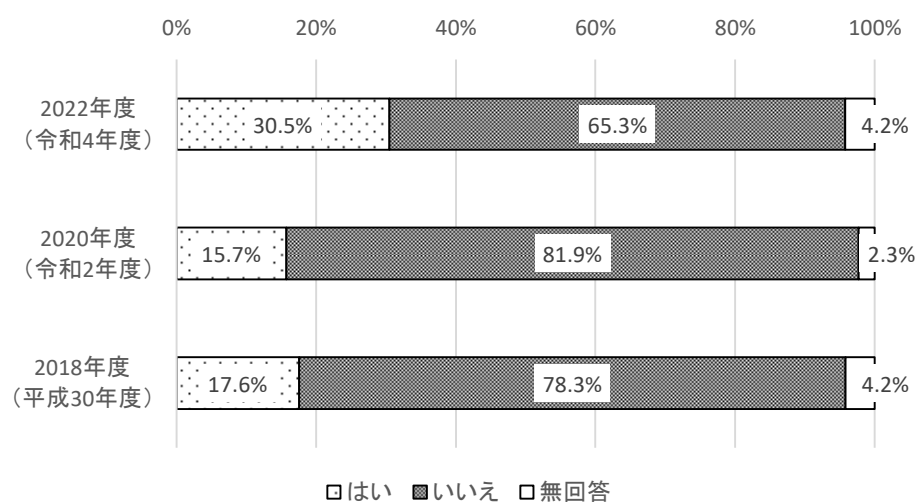


④自殺防止対策の相談窓口を知っているか

自殺（自死）に関する相談窓口を知っているか聞いたところ、「はい」（30.5%）は約3割、「いいえ」（65.3%）は6割半ばとなっています。

過去2回の調査と比較すると、「はい」は令和2年度（2020年度）（15.7%）と比べ14.8ポイント高くなっています。

【図 2-10 相談窓口の認知】

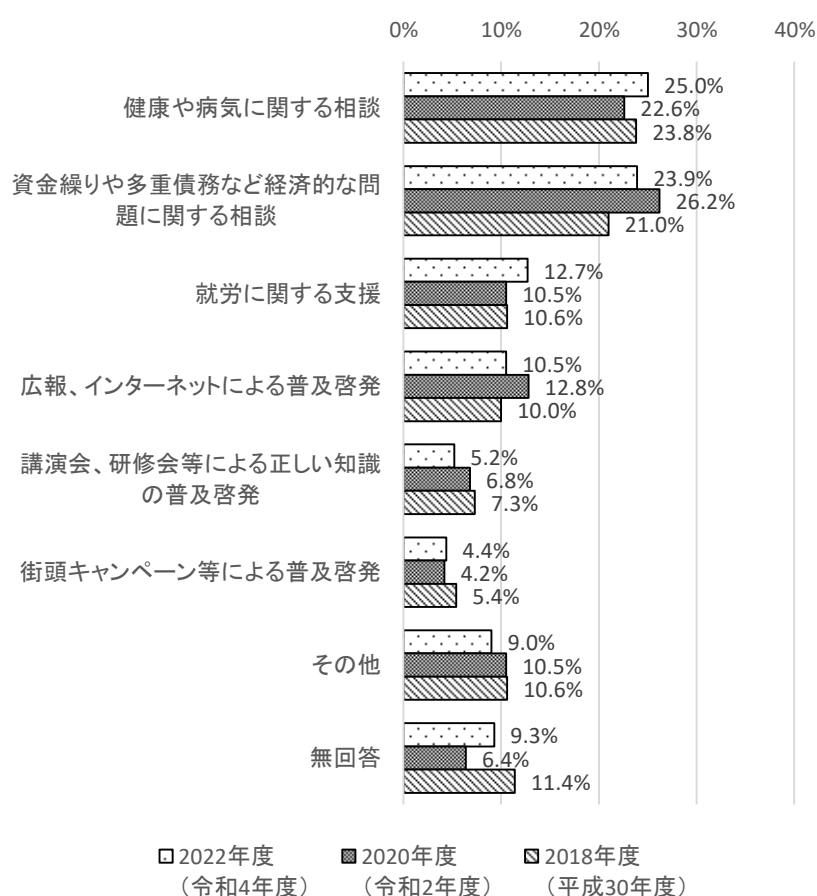


⑤効果的な自殺防止対策

自殺防止に最も効果的な対策について聞いたところ、「健康や病気に関する相談」(25.0%)が最も多く、次いで「資金繰りや多重債務など経済的な問題に関する相談」(23.9%)、「就労に関する支援」(12.7%)、「広報、インターネットによる普及啓発」(10.5%)、「講演会、研修会等による正しい知識の普及啓発」(5.2%)の順となっています。

過去2回の調査と比較すると、令和2年度(2020年度)から項目ごとに増減はあるものの、概ね同様の傾向となっています。

【図 2-11 効果的な自殺防止対策】



2.3.2 青少年意識調査

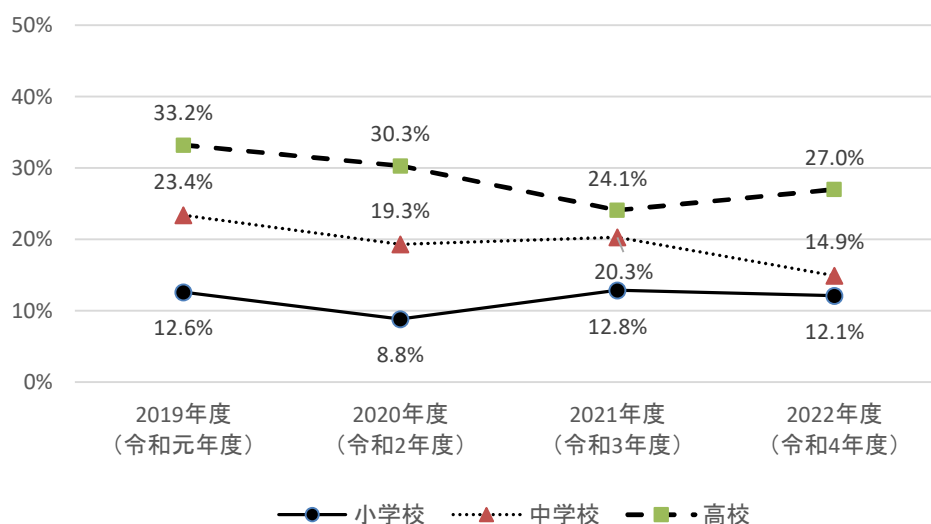
調査の目的	青少年を対象に、自殺に結びつく可能性のある悩みごとについての調査を行い、市政世論調査の18歳以上の調査結果と比較して青少年特有の特徴を明らかにすることを目的として実施しました。
対象者	越谷市内の小学生（4～6年生）・中学生・高校生
調査の方法	二次元コードを介して回答フォームにアクセスしてもらい、回答フォームから回答を得ました。
調査期間	夏休み期間中（令和4年度）
有効回収数	小学生 1,581 中学生 1,460 高校生 471

■ 調査結果の概要

①誰にも言えないくらい困ったことがあるか

小学生調査では、「はい」が12.1%、「いいえ」が87.9%、中学生調査では、「はい」が14.9%、「いいえ」が85.1%、高校生調査では「はい」が27.0%、「いいえ」が73.0%となっており、小学生より中学生、中学生よりも高校生が困ったことがある割合が高くなっています。

【図2-12 「誰にも言えないくらい困った」経験がある児童・生徒の推移】



②誰にも言えないくらい困った理由

小学生、中学生、高校生とも「友人の問題」が最も多くなっています。

小学生調査では「健康の問題」が続き、中学生調査、高校生調査では「勉強の問題」が続きます。

小学生	第 1 位	第 2 位	第 3 位
2019 年度	ともだちの問題 67.4%	からだやこころの問題 29.3%	学校生活の問題 (進学など) 16.3%
2020 年度	ともだちの問題 51.3%	からだやこころの問題 41.9%	勉強の問題 19.7%
2021 年度	ともだちの問題 57.3%	からだやこころの問題 30.3%	勉強の問題 17.4%
2022 年度	ともだちの問題 49.7%	からだやこころの問題 37.7%	勉強の問題 20.4%

中学生	第 1 位	第 2 位	第 3 位
2019 年度	友人の問題 55.4%	学校生活の問題 39.8%	勉強の問題 39.8%
2020 年度	友人の問題 49.2%	家族の問題 34.7%	学校生活の問題 34.7%
2021 年度	友人の問題 48.0%	学校生活の問題 36.0%	家族の問題 36.0%
2022 年度	友人の問題 49.1%	勉強の問題 35.3%	学校生活の問題 24.3%

高校生	第 1 位	第 2 位	第 3 位
2019 年度	友人の問題 50.6%	学校生活の問題 32.6%	勉強の問題 31.5%
2020 年度	友人の問題 50.0%	学校生活の問題 36.7%	家族の問題 33.7%
2021 年度	友人の問題 47.0%	勉強の問題 32.1%	学校生活の問題 31.3%
2022 年度	友人の問題 46.5%	勉強の問題 33.9%	学校生活の問題 32.3%

③悩んだとき相談する人

小学生、中学生、高校生とも「親」が最も多く、次いで「友人」、「誰にも相談しない」の順となっています。

小学生	第 1 位	第 2 位	第 3 位
2019 年度	父母 66.5%	ともだち 11.2%	だれにも言わない 8.9%
2020 年度	父母 64.7%	ともだち 13.2%	だれにも言わない 10.3%
2021 年度	父母 65.8%	ともだち 13.8%	だれにも言わない 10.0%
2022 年度	父母 64.1%	ともだち 14.7%	だれにも言わない 11.2%

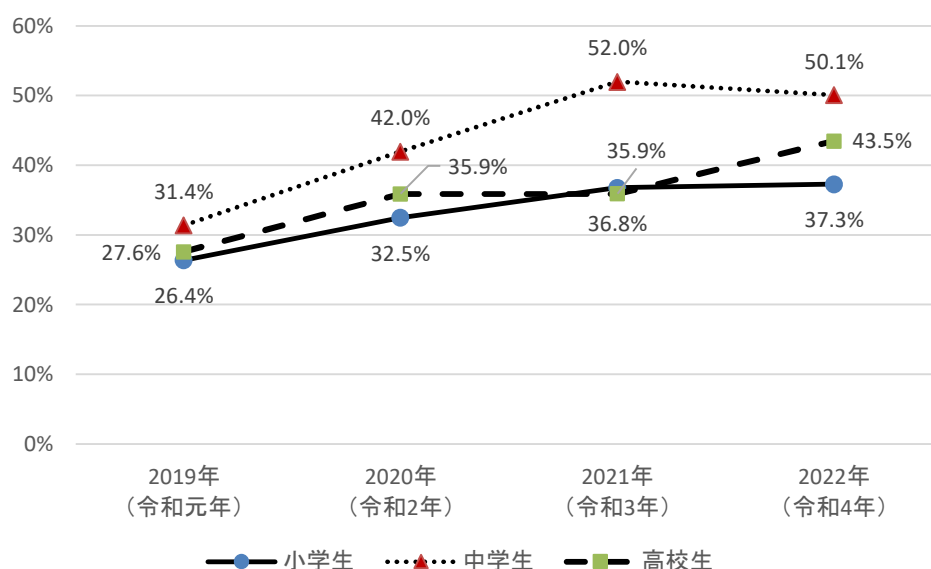
中学生	第 1 位	第 2 位	第 3 位
2019 年度	親 48.0%	友人 22.9%	誰にも相談しない 16.4%
2020 年度	親 47.4%	友人 25.2%	誰にも相談しない 14.4%
2021 年度	親 49.9%	友人 26.5%	誰にも相談しない 13.7%
2022 年度	親 46.0%	友人 29.3%	誰にも相談しない 15.1%

高校生	第 1 位	第 2 位	第 3 位
2019 年度	親 32.8%	友人 31.7%	誰にも相談しない 24.6%
2020 年度	親 37.8%	友人 29.1%	誰にも相談しない 24.1%
2021 年度	親 43.1%	友人 32.3%	誰にも相談しない 18.3%
2022 年度	親 45.4%	友人 26.5%	誰にも相談しない 19.1%

④市役所には困ったときの相談窓口があることを知っているか

「はい(知っている)」という回答は、小学生 37.3%、中学生 50.1%、高校生 43.5%となっています。

【図 2-13 市役所に困ったときの相談窓口があることを知っている児童・生徒の推移】



⑤誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと（令和4年度）

小学生では「正しい知識を知る勉強会をすること」、中学生、高校生では「健康や病気に関する相談」が最も多くなっています。高校生では小中学生にくらべ「経済的な問題に関する相談」が多くなっています。

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
小学生	正しい知識を知る勉強会をすること 29.9%	体や病気についての相談会をすること 24.4%	広報こしがややインターネットで相談会や勉強会のお知らせをすること 18.7%
中学生	健康や病気に関する相談 37.5%	経済的な問題に関する相談 20.6%	広報、インターネットによる普及啓発 14.6%
高校生	健康や病気に関する相談 28.0%	経済的な問題に関する相談 26.5%	広報、インターネットによる普及啓発 17.6%

2.4 自殺対策施策の現状

越谷市自殺対策推進条例第 11 条の規定により、各年度における自殺対策に係る報告書を作成しています。

令和元年度(2019 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの主な施策は以下の通りです。

(1) 自殺に関する調査及び研究

1-1 市民の意識調査に基づく調査研究

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
自殺対策に関するアンケートの実施	青少年意識調査	青少年意識調査	青少年意識調査	青少年意識調査
	—	市政世論調査	—	市政世論調査

1-2 自殺の実態に関する調査研究

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
相談の分析・事例検討	実施	実施	実施	実施
救急統計	実施	実施	実施	実施

(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進

2-1 自殺予防週間と自殺対策強化月間について

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
街頭キャンペーン等による自殺予防普及啓発	駅頭 2 回	展示 1 回	展示 2 回	駅頭 2 回 展示 2 回

※「駅頭」「展示」については P34 参照

2-2 正しい知識の普及啓発

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
救急活動における情報提供	4 件	10 件	21 件	32 件
こころの体温計	アクセス数 42,597 件	アクセス数 33,464 件	アクセス数 34,986 件	アクセス数 36,576 件
教育相談サポートブック	実施	実施	実施	実施

（３）自殺対策に関する人材の確保及び育成

３－１ 市民を対象とする研修の実施

事業名	元年度	２年度	３年度	４年度
市民向けゲートキーパー研修	26 人	—	—	—
認知症サポーター養成講座	4,926 人	2,299 人	2,596 人	3,330 人

３－２ 市職員の資質向上

事業名	元年度	２年度	３年度	４年度
職員向けゲートキーパー研修	56 人	—	—	49 人
専門医相談・事例検討会の実施	実施	実施	実施	実施
教職員等向けゲートキーパー研修	535 人	—	100 人	229 人
自殺対策研修（自殺対策連絡会議）	69 人	—	—	26 人

３－３ 専門領域におけるゲートキーパー等の育成

事業名	元年度	２年度	３年度	４年度
交通指導員・交通安全母の会会員の研修	—	64 人	—	—

（４）心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

４－１ 自殺リスクのある方への支援と専門相談の充実

事業名	元年度	２年度	３年度	４年度
女性相談・DV相談	921 件	942 件	907 件	903 件
市民相談・交通事故相談	1,542 件	1,289 件	1,363 件	1,179 件
なんでも相談窓口	1,205 件	2,070 件	3,173 件	4,672 件
精神保健福祉相談（自殺関連）	395 件	343 件	276 件	141 件

4-2 生活困窮者・障がい者への相談支援

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
納税相談	実施	実施	実施	実施
生活困窮者自立支援事業	自立相談 430 件	自立相談 2,036 件	自立相談 1,070 件	自立相談 503 件
	住居確保 給付金 32 件	住居確保 給付金 286 件	住居確保 給付金 199 件	住居確保 給付金 89 件
	家計相談 支援 24 件	家計改善 支援 28 件	家計改善 支援 30 件	家計改善 支援 29 件
障がい者等の相談支援	障害福祉課 5,016 件	障害福祉課 4,766 件	障害福祉課 5,303 件	障害福祉課 4,983 件
	相談支援 事業所 11,569 件	相談支援 事業所 19,697 件	相談支援 事業所 22,924 件	相談支援 事業所 22,806 件

4-3 妊産婦・子育て世代への相談支援

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
子育て支援センター	子育て講座 21,763 人	子育て講座 4,962 人	子育て講座 8,954 人	子育て講座 13,902 人
	育児相談 2,085 人	育児相談 1,271 人	育児相談 1,901 人	育児相談 2,832 人
	一時預かり 事業 7,341 人	一時預かり 事業 3,735 人	一時預かり 事業 3,419 人	一時預かり 事業 3,687 人
乳幼児健康診査（育児相談等）	受診率の平均 93.8%	受診率の平均 94.3%	受診率の平均 92.5%	受診率の平均 94.5%
母子健康手帳交付 （妊娠届出時等の相談支援）	2,863 人	2,757 人	2,503 人	2,520 人

4-4 児童生徒・保護者に対する相談支援

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
家庭児童相談室	2,197 件	2,009 件	2,318 件	2,077 件
教育相談事業	来所 6,002 件 訪問 8 件 電話 2,665 件 ハートコール 36 件 メール 16 件 つながりハート ポスト 13 件	来所 5,736 件 訪問 6 件 電話 4,280 件 ハートコール 23 件 メール 19 件 SNS 33 件	来所 6,851 件 訪問 5 件 電話 2,326 件 ハートコール 21 件 メール 25 件 SNS 2 件	来所 5,909 件 訪問 2 件 電話 1,214 件 ハートコール 31 件 メール 41 件 SNS 3 件
学校相談員	9,041 件	9,365 件	7,839 件	10,368 件

(5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備

5-1 医療と結びつくための支援の充実

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
救急医療事業	実施	実施	実施	実施
医療安全支援センター	実施	実施	実施	実施
こころの医療機関マップ	実施	実施	実施	実施

5-2 医療機関との連携強化

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
医療連携	実施	実施	実施	実施

(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進

6-1 地域におけるネットワークの強化

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
民生委員・児童委員への活動支援	実施	実施	実施	実施
更生保護活動への助成	実施	実施	実施	実施
道路、公園、緑道、噴水等の管理 (パトロール)	実施	実施	実施	実施
地域包括支援ネットワーク	周知活動 2,459 回	周知活動 2,817 回	周知活動 2,144 回	周知活動 2,133 回
警察や鉄道会社との連携	実施	実施	実施	実施

6-2 庁内における連携強化

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
児童虐待に関する連携	実施	実施	実施	実施

(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援

7-1 自殺未遂者に対する早期介入

7-2 自殺未遂者の親族等への支援

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
警察との連携	実施	実施	実施	実施
自殺未遂者相談支援事業	20 件	22 件	16 件	20 件

(8) 自死遺族等に対する支援

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
埼玉県交通遺児等への支援	実施	実施	実施	実施
分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）との連携	相談者 2 人	相談者 2 人	相談者 1 人	相談者 2 人

(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
民間団体との連携（事業共催等）	実施	実施	実施	実施

(10) その他自殺対策に必要な施策の推進

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
駅ホームにおける安全性向上	実施	実施	実施	実施

【重点施策】

(A) 子ども・若者の自殺対策の推進

A-1 居場所づくり

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
生活困窮者自立支援事業 (子ども学習教室)	65 件	63 件	82 件	88 人

A-2 自殺の予防を考える教育の実施

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
情報教育	26 回	27 回	27 回	4 回
こころの健康図画コンクール	107 点	97 点	139 点	138 点
SOS の出し方に関する教育	—	363 人	—	—

A-3 教職員に対する研修等の実施

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
教職員のスキルアップ研修	実施	実施	実施	実施
教職員研修	実施	実施	実施	実施

A-4 いじめや不登校等への相談支援の充実

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
青少年相談室	94 件	173 件	390 件	335 件
わくわく体験プロジェクト	3 回 42 人	2 回 33 人	3 回 36 人	3 回 58 人
ひきこもり相談	実施	実施	実施	実施
いじめ防止リーフレット（シール）の配付	実施	実施	実施	実施
ネットパトロールの実施	要確認 127 件	要確認 49 件	要確認 38 件	要確認 27 件

A-5 障がい児・保護者に対するサポート体制の整備

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
継続相談・特別発達相談	481 人	307 人	395 人	466 人
発達支援訪問	45 校×2 回	45 校×1 回	45 校×2 回	44 校×2 回

(B) 高齢者の自殺対策の推進

B-1 高齢期の自殺リスクのある方への支援の充実

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
精神保健福祉相談（高齢者関連）	380 件	288 件	265 件	372 件

B-2 居場所（住まい）の確保

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
高齢者の居場所づくり	「ふらっと」 がもう	9,999 人	5,196 人	9,504 人
	「ふらっと」 おおぶくろ	14,481 人	3,697 人	6,573 人
		8,964 人	9,101 人	

B-3 社会参加の促進と孤立予防

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
介護支援ボランティア制度	106 施設	104 施設	109 施設	112 施設
高齢者のスポーツ・レクリエーション活動 への参加支援（65 歳からのいきいき元気 教室）	6 回 192 人	6 回 177 人	6 回 77 人	6 回 72 人

B-4 要介護者・家族への相談支援の充実

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
地域包括支援センター（市内 1 2 か所） ※相談件数	47,753 件	49,365 件	58,159 件	63,588 件

B-5 地域における社会資源の活用

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
緊急通報システム事業	74 台	94 台	102 台	111 台
訪問理美容サービス事業	44 人	62 人	70 人	64 人

(C) 労働問題による自殺対策の推進

C-1 労働問題に関する支援の充実

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
精神保健福祉相談（労働関連）	実施	実施	実施	実施
労働問題に関する相談	54 件	45 件	34 件	64 件

C-2 就労支援に関する支援の充実

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
障がい者就労支援	実施	実施	実施	実施
精神保健福祉相談（障がい者関連）	実施	実施	実施	実施
若年者等の就職支援に関する相談	324 件	275 件	373 件	421 件

C-3 労働環境の改善とメンタルヘルス対策の推進

事業名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	2,600 枚	5,500 枚	5,500 枚	5,600 枚

2.5 自殺対策の評価と課題

(1) 本市における自殺の傾向

本市における自殺の状況は、自殺死亡率では令和4年(2022年)を除き、全国平均を上回っています。年間自殺者数は概ね50～60人台で推移しています。近年、女性の自殺者数が増加傾向にあることが懸念されます。

原因・動機別自殺者数では、健康問題が突出して多いことが特徴となっています。これは、さまざまな問題を抱えた方が次第に精神的に追い詰められ、最終的にうつ状態などに陥って自殺に至っていると考えられます。

また、無職者・失業者の死亡率が全国の上位10%以内に入っていることから、経済的な側面や孤独・孤立の状況についても対策が必要であると考えられます。

(2) 市民の自殺傾向に対する意識

本市では、全世代を対象にした意識調査を定期的に行っています。

成人では、「自殺(自死)したいと思ったことがある」という回答は減少傾向にあり、令和4年度(2022年度)には14.9%で、平成30年度(2018年度)と比べ9.1ポイント減少しています。一方、死にたいと思った理由については、「経済・生活問題」が7.9ポイント増、「仕事問題」が8.2ポイント増となっており、コロナ禍における経済状況等を反映しているものと思われます。悩んだ時に相談する相手を尋ねたところ「誰にも相談しないと思う」という回答が40.6%で最も多くなっている一方、自殺(自死)に関する相談窓口を「知っている」という回答が平成30年度(2018年度)の17.6%から30.5%に増加しており、自殺対策の施策が一定の成果を上げていると考えられます。

青少年意識調査では、「誰にも言えないくらい困った経験がある」という回答について、小学生は12%程度でほとんど変わらない一方、中学生は令和元年度(2019年度)の23.4%から14.9%に、高校生では33.2%から27.0%に減少しています。悩んだ時に相談する人は、小、中、高校生のいずれも「親」が第1位、「友人」が第2位となっています。このことから、保護者等に対する啓発等も効果があるものと考えられます。

(3) 本市の自殺対策施策について

コロナ禍の影響もあり、対面で行う事業や相談事業等では中止となったり参加人数等が減少するものもありましたが、令和4年度(2022年度)以降徐々に回復しています。また、先述のとおり、相談に関する啓発においては、一定の効果を上げていると考えられます。

一方で、女性や高齢者等、働きかけを必要とする層があることも確かなことです。これらについても、それぞれの施策に自殺対策に関わる視点等を取り入れることで、自殺に追い込まれる前に対応ができるよう、部局横断的な方策を進めていくことが必要です。

本市の自殺対策は、市のほぼすべての部局が取り組みに参画し、相互に情報を共有するところに特徴があるものと考えられます。また、条例に基づき自殺対策に係る報告書を毎年発行しており、施策の実施状況について議会を通じて市民に公開し評価を受けていることから、今後も計画事業の遂行に加え、社会情勢の変化に応じた施策の検討などを行う体制を充実することが大切です。

（４）第２次計画に向けて

第１次計画の期間において、孤立防止や相談体制の周知等には一定の成果が上がったものと考えられますが、依然として自殺者数は年間 50～60 人程度で推移しており、今後も取り組みが必要です。また、近年の女性の自殺者数の増加傾向や若年者の自殺が死因の第１位を占める状況等、解決すべき課題も明らかになっています。

自殺はさまざまな問題が複合することで、個人が追い込まれた末に起こってしまうものです。今後とも、なるべくわずかな兆候のうちに対処できること、孤独・孤立を解消して困難に寄り添うことを大切に、市民や各種団体等とも協働して自殺対策に取り込むことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

3.1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す

本計画は、国の大綱や県の自殺対策計画で示している「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、越谷市自殺対策推進条例の理念を踏まえ推進していきます。

3.2 数値目標

国は大綱において、令和8年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年(2015年)より30%以上減少させることを目標として定めています。また、埼玉県も同様の目標を設定していることから、本市においても令和10年(2028年)の自殺死亡率を平成27年(2015年)より30%以上減少させることとし、本計画の最終年度にあたる令和10年(2028年)の自殺死亡率を12.2以下とすることを数値目標として設定します。

なお、今後国の大綱や県の自殺対策に係る数値目標等に変更がある場合には、必要に応じて達成指標の見直し等を行います。見直しについては、越谷市自殺対策連絡協議会における協議等を経て行います。

①国の達成指標

	2015年(実績)	2026年
自殺死亡率	18.5	13.0
対2015年比	100.0%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

②埼玉県の達成指標

	2015年(実績)	2022年(実績)	2026年
自殺死亡率	18.0	17.5	12.6
対2015年比	100.0%	97.2%	70.0%

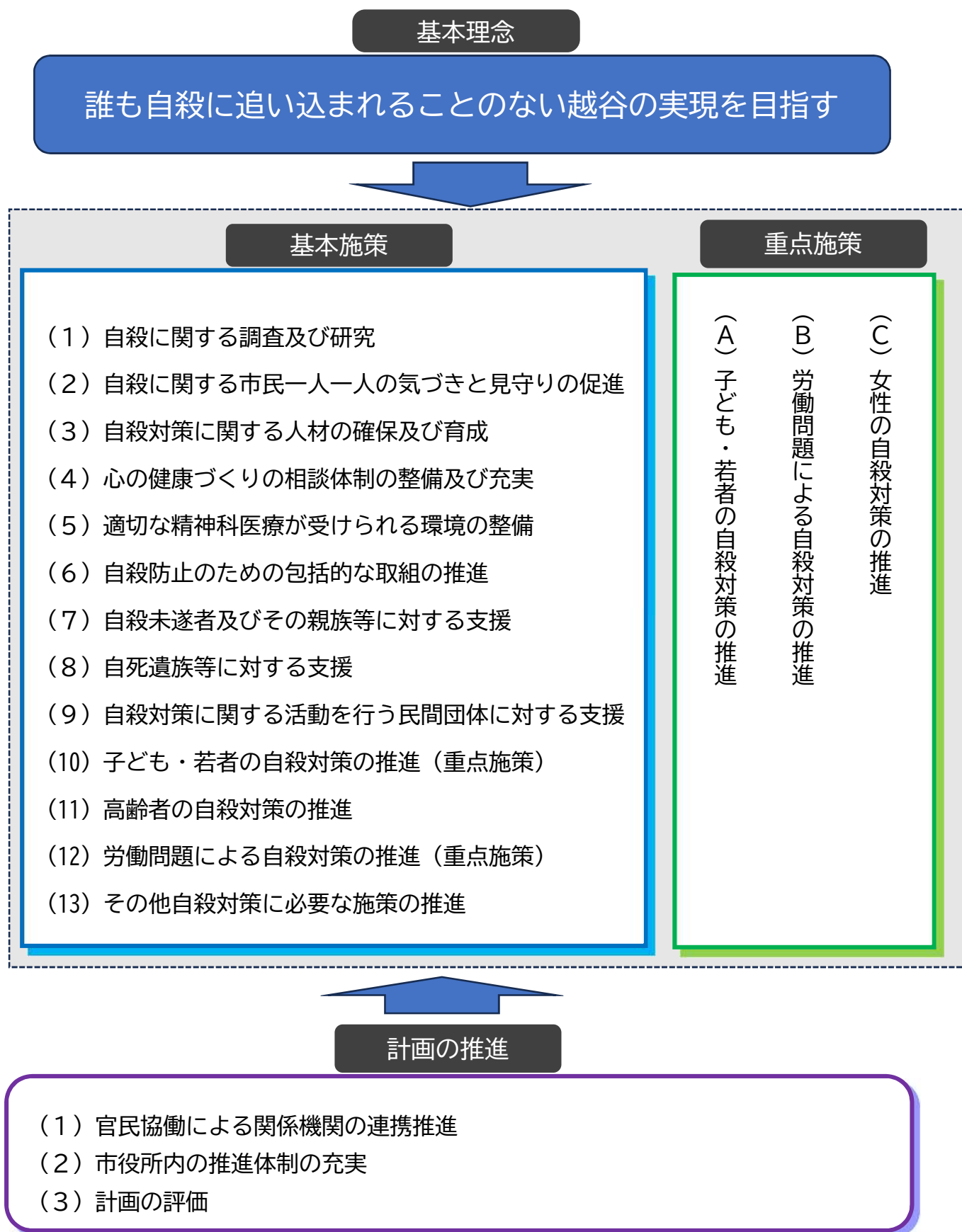
厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

③越谷市の達成指標

	2015年(実績)	2022年(実績)	2028年
自殺死亡率	17.5	15.7	12.2
対2015年比	100.0%	89.7%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

3.3 施策体系



第4章 施策の展開

4.1 基本施策

(1) 自殺に関する調査及び研究

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに本市の自殺対策事業に還元します。

1-1 市民の意識調査に基づく調査研究

市民の意識調査等の幅広い情報源を活用して、自殺対策の推進に資する調査研究を行います。

事業名	事業内容	担当課
自殺対策に関するアンケートの実施	市民に対するアンケート（市政世論調査、青少年意識調査）を定期的実施する等、市民の意識調査に基づき、調査結果を活用した自殺対策をすすめます。	こころの健康支援室

1-2 自殺の実態に関する調査研究

救急に関する諸資料や保健統計等の自殺関連の相談、埼玉県自殺対策推進センターからの情報等に基づいて、自殺の実態に関する調査研究を行います。

事業名	事業内容	担当課
【新規】医療機関や消防との情報交換	市内における自殺（未遂）者の傾向や普及啓発活動の方法、再企图防止等について、医療機関や消防と定期的な情報交換会を実施します。	こころの健康支援室
保健統計	保健統計を収集・分析し、本市の自殺対策の課題や施策の方向性について検討します。	こころの健康支援室
相談の分析・事例検討	こころの健康支援室が受理した自殺関連の相談について、整理分析や事例検討等の調査研究を行い、今後における自殺対策の課題や事業の方向性を検討します。	こころの健康支援室
救急統計	自殺に関する救急統計を分析し、本市の自殺対策の施策立案に役立てます。	消防局救急課

(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行います。また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

2-1 自殺予防週間と自殺対策強化月間について

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に係る市民に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 自殺予防ポスター	「こころの健康図画コンクール」の最優秀作品をもとにポスターを作成し、毎年3月の自殺対策強化月間に合わせて、市内の関係機関等への配付・掲示を行います。	こころの健康 支援室
【新規】 駅構内における自殺 予防普及啓発活動	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、市内小中学校、高等学校や鉄道会社の協力のもと、「いのちを大切に」をテーマとした美術作品を駅構内に展示します。	こころの健康 支援室
駅頭キャンペーン等 による自殺予防普及 啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、駅頭キャンペーンで「こころの体温計カード」を配布、また市の広報・ホームページ・シティメールへの掲載等、市民に対して自殺対策に関連する正しい知識の普及啓発を行います。	こころの健康 支援室
自殺に関連する資料 の展示	図書館の利用を促進するためテーマを決めて本の展示を行い、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間については、うつ、過労、アルコール依存、いじめ、メンタルヘルス等に関する特集を組むことで、自殺予防の啓発や理解の促進に努めます。	図書館

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
駅頭キャンペーン等 への協力	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、市が実施する駅頭キャンペーンに協力することにより、市民に対して自殺予防に関連する正しい知識の普及啓発を支援します。	越谷警察署

2-2 正しい知識の普及啓発

本市における自殺防止対策の相談窓口等を幅広い広報媒体を活用して周知し、必要な人が自殺防止対策の相談窓口や関係機関等へつながることができるよう、自殺に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

事業名	事業内容	担当課
広報紙、ホームページ等での情報発信	自殺対策関連の正しい情報を市内外へ周知するため、広報紙やホームページ、SNS等の情報発信ツールを活用し啓発を図ります。	広報シティ プロモーション課
行政資料コーナーでの情報提供	ポスター掲示やリーフレットの配架により、自殺予防の啓発や相談窓口の周知の支援を行います。	総務課
国際交流関連業務	国際交流協会実施事業において、自殺対策関連の啓発リーフレット等の配布に努めます。	市民活動支援課
青少年の非行・被害防止啓発キャンペーン	青少年の非行・被害防止を目的に実施する啓発キャンペーンにおいて、自殺予防に関する啓発を併せて行います。	青少年課
提示物等による情報提供	夜間急患診療所内に自殺予防などのポスター掲示やリーフレットを配架し、相談窓口の周知を図ります。	地域医療課
こしがや保健ガイドの発行	こころの健康支援室等、自殺防止対策の相談窓口の周知を図ります。	健康づくり 推進課
保健所における正しい知識の普及啓発	保健所内に自殺対策に関するリーフレット等を配架し、情報周知や啓発を図ります。	保健総務課
こころの体温計	セルフメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用をすすめ、市民自らがこころと身体の健康度を知り、自己対処する動機づけとなる支援を行います。	こころの健康 支援室
HIV・性感染症の正しい知識の普及啓発	エイズや性感染症の正しい知識の普及と相談窓口等の周知を図り、性感染症予防に努めるとともに、悩みや不安を抱える方を適切な受診や相談先につなぎます。	感染症保健 対策課
献血事業の普及啓発	市役所献血時や高校訪問実施時に、リーフレットの配布等を行い、自殺防止対策の相談窓口等の周知に努めます。	生活衛生課
環境保全思想の普及及び環境学習	環境保全の学習において、命の大切さを伝えるよう努めます。	環境政策課
掲示物による普及啓発	市立病院において、自殺対策に関するポスター掲示により周知を図ります。	市立病院庶務課

事業名	事業内容	担当課
救急活動における情報提供	自殺リスクのある方やその家族に、相談窓口を紹介するリーフレットを配布することで適切な支援が受けられるように努めます。	消防局救急課
救急広報	消防局のホームページに「こころの相談」として、メンタルヘルスケアやうつ病予防の外部リンク先を紹介し、自殺対策に関する啓発に努めます。	消防局救急課
自殺対策の普及啓発	図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、チラシの配置やポスターを掲示して自殺対策の広報啓発に努めます。	図書館
地区センター・公民館等への配本	自殺に関連する資料を市民に身近な施設に配本することで、自殺予防の啓発や理解の促進に努めます。	図書館
教育相談サポートブック	ケース別の相談に対する支援方法を掲載したサポートブックのインターネット配信を通して、自殺防止対策の相談窓口や地域の支援機関等を含めた情報周知に取り組みます。	教育センター

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
自殺防止対策の相談窓口等の情報提供	弁護士会主催の法律相談会場において、市が作成する「こころの体温計カード」及び「リーフレット」を配架し、関心のある相談者に配布することで、自殺防止対策の相談窓口等の情報提供を行います。	埼玉弁護士会 越谷支部
求職者等への情報提供	ハローワーク越谷において、自殺予防などのポスター掲示やリーフレットの配架を行います。	ハローワーク 越谷

2-3 市民向けの講演会等の実施

市民向けの研修、教室、講演会等を活用して、自殺に関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、市民が参加しやすくわかりやすい講演会等の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
人権啓発	人権問題に関する研修会や講演会等を実施する等、人権啓発の一環として自殺対策の普及啓発を推進します。	人権・男女共同 参画推進課
男女共同参画の啓発	男女共同参画やDVに関する様々なテーマの講座の開催や情報誌等の発行等、男女共同参画に関する啓発の一環として、自殺対策の普及啓発を推進します。	人権・男女共同 参画推進課
健康教室の開催 (成人保健)	疾病予防に関するセミナー、料理教室や運動教室を実施し、生きる支援や健康に関する知識の普及啓発を図ります。	健康づくり 推進課

事業名	事業内容	担当課
家族教室等の開催	家族教室や市民向け研修の開催を通じ、家族や市民に対して、精神障がい者が自殺のハイリスク者であることを周知するとともに、当事者支援の重要性についての知識の普及啓発を行います。	こころの健康支援室
難病患者支援事業	難病患者及び家族に対する講演会や交流会を開催することで、疾患に対する理解を深めるとともに、地域でのつながりを構築し、安心して暮らすための支援を行います。	感染症保健対策課
人権教育	人権教育に関する講座や広報紙等の人権啓発文の掲載をする等、人権啓発の一環として自殺対策の普及啓発活動を推進します。	生涯学習課
公民館における各種教室・講座	公民館における人権教育推進事業を開催し、人権啓発の一環として自殺対策の啓発を推進します。	生涯学習課

(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、さまざまな分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要になっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及するとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。さらに、これらの地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材も養成します。

3-1 市民を対象とする研修の実施

市民を対象とする研修等を実施することにより、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

事業名	事業内容	担当課
市民向けのゲートキーパー研修	市民向け、地域向けのゲートキーパー研修を実施し、市民の自殺対策への意識の向上に取り組みます。	こころの健康支援室

3-2 市職員の資質向上

市職員に対する研修等を実施することを通じて、自殺や自殺関連事象に適正に対応できるよう資質の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
職員の研修計画の策定	市職員の研修計画において自殺予防の講義を開催することとしています。	人事課
職員の階層別研修・特別研修	市の職員研修のひとつとして、自殺予防を推進するための講義を導入しています。	人事課
職員向けのゲートキーパー研修	市職員にゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーを担うことのできる市職員を養成します。	人事課 こころの健康支援室
職員向けの研修等	人事課と連携し、職員の階層別研修等において、職員一人ひとりが自殺防止等、メンタルヘルスにかかる理解を深めるための講義を実施します。	安全衛生管理課
専門相談員のスキルアップ	困難事例について外部講師等からのスーパーバイズ（専門的指導）を実施し、こころの健康支援室や庁内外関係職員のスキルアップを図り、市民サービスの向上に取り組みます。	こころの健康支援室

事業名	事業内容	担当課
自殺対策研修会	庁内外の関係者を講師として、市の自殺の現状等を学ぶ研修会を実施し、市職員等の自殺対策に関する意識の向上に取り組みます。	こころの健康支援室
救急隊員の研修	救急現場での自殺未遂者の対応について研修を行い、救急隊員のスキルアップを図ります。	消防局救急課
校務主事等への啓発活動	研修資料として自殺防止対策の相談窓口を含めた相談先一覧を配布し、正しい知識をもった人材の育成に努めます。	学校管理課

3-3 専門領域におけるゲートキーパー等の育成

さまざまな専門領域で活動している方を対象に研修等を実施して、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 教職員向けゲートキーパー研修	教育委員会出前講座を活用し、教職員向けにゲートキーパー研修を実施します。	こころの健康支援室
交通指導員の研修	交通指導員に対してゲートキーパー研修を実施し、地域、特に子どもたちの自殺のサインに気づく視点を持つことに努めます。	くらし安心課
専門職員への研修	保護者と接する職員にゲートキーパー研修の受講を推奨し、必要時には適切な相談機関へつなぐ役割が担える等、人材育成に努めます。	児童発達支援センター
臨床研修医及び学生実習の受入れ	保健所における実習カリキュラムの中で、自殺対策に関する講義を実施し、自殺防止に対する意識向上に取り組みます。	保健総務課
医療機関向け研修会	研修会の中で、自殺未遂者への対応方法等について講義し、医療機関における自殺対策の意識向上を図るよう検討します。	保健総務課
保健師人材育成研修	研修会の中で、自殺未遂者への対応方法等について講義し、自殺対策の意識向上を図ります。	保健総務課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
ゲートキーパー研修の開催	自殺リスクのある相談者との対応頻度が比較的多い弁護士が、ゲートキーパーの役割を担うことができるよう、会員を対象としたゲートキーパー養成研修を開催し実施します。	埼玉弁護士会 越谷支部

(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点とともに、社会・経済的視点を含む包括的な取組が重要です。自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療にあたる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにしていきます。また、さまざまな分野の組織、団体が密接に連携しながら自殺対策の取組を包括的に実施できるように、相談窓口などで対応する人員が自殺に関する基礎知識を身につけるなどの対応を図ることで、相談体制の整備及び充実を図っていきます。

4-1 自殺リスクのある方への支援と専門相談の充実

さまざまな相談窓口の職員が自殺に対する正しい知識を身につけ、専門的な対応ができるようにすることを通じて、自殺リスクのある人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 にじいろひろば KOSHIGAYA	LGBTQなどの性的少数者当事者やそうかもしれないと思っている人が、安心して参加できる居場所づくり事業を実施します。	人権・男女共同 参画推進課
人権相談	人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、越谷人権擁護委員協議会越谷部会と連携し、人権相談を行います。	人権・男女共同 参画推進課
女性のなやみ相談・DV相談	女性の生き方・パートナーに関する悩みの解決やDV被害者への生きる支援をするため、女性のなやみ相談・DV相談を行います。	人権・男女共同 参画推進課
消費生活相談	借金苦は、自殺リスクが高まる恐れがあります。多重債務相談を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	くらし安心課
市民相談・交通事故相談	自殺者の多くは複数の問題を抱えており、潜在的自殺リスクの高い人をキャッチすることが重要です。交通事故の加害者・被害者ともに事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる恐れがあるため、市民相談を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	くらし安心課
各種相談 (法律・税務・登記・行政書士)	自殺者の多くは複数の問題を抱えていることから、潜在的自殺リスクの高い人をキャッチすることが重要です。このため、各種相談を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	くらし安心課
なんでも相談窓口	さまざまな相談を受けるなかで、自殺に関する相談があった際は、自殺防止対策の相談窓口につながります。	くらし安心課

事業名	事業内容	担当課
こころの健康相談	地域生活上に様々な困難を抱えることから自殺リスクが高くなる、精神障がい者の個別相談に対応し、「死にたい」等の自殺念慮の電話相談への傾聴、来所相談、家庭訪問、早期介入等による相談援助を行います。	こころの健康支援室
家族教室等の開催 【再掲 2-3】	家族への個別相談、家族教室（ひきこもり家族のつどい、大人の発達障がいの教室等）を通じて、家族同士のつながりや対応能力を高める支援を行います。	こころの健康支援室
患者および家族への支援	治療や医療費、転院、退院等さまざまな不安を抱えた患者やその家族等に対して、医療連携室内に相談窓口を設置して相談に応じ、有益な情報提供や関係窓口へつなぐことによって、課題の解決に努めます。	市立病院医事課
相談先窓口や医療機関の紹介（電話対応）	消防局への自殺企図をうかがわせる電話相談に対し、相談先窓口や医療機関についての情報提供を行うことで支援に努めます。	消防局指令課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
法律相談	越谷市における法律相談及び弁護士会における法律相談において、自殺リスクに配慮した相談援助を行い、必要に応じてこころの健康支援室を案内します。	埼玉弁護士会 越谷支部
総合相談	埼玉司法書士会越谷総合相談センターにおいて、不動産の相続や売買等の登記に関することをはじめ、借金に関すること、成年後見に関すること、訴訟に関すること等、様々な相談を受けることにより、自殺リスクの軽減に努めます。	埼玉司法書士会
法の日相談	中央市民会館において、不動産の相続や売買等の登記に関することをはじめ、借金に関すること、成年後見に関すること、訴訟に関すること等、様々な相談を無料で受けることにより、自殺リスクの軽減に努めます。	埼玉司法書士会
総合福祉相談	福祉に関することや日常生活での困りごとの相談を受けるなかで、自殺に関する相談があった際には、自殺防止対策の相談窓口につながります。	越谷市社会福祉協議会

4-2 生活困窮者・障がい者への相談支援

生活困窮者や障がいがある方への相談の機会を活用して、生活困窮や障がい、病気などによる自殺リスクのある人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
納税相談	納税相談等において、多重債務や生活困窮等の状況に応じて、該当する相談窓口につなぎます。	収納課
生活保護相談	経済的困窮は自殺リスクを高めるため、生活費や医療費など困ったときの生活保障に関する相談を行います。	生活福祉課
生活困窮者自立支援事業	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
障がい者等の相談支援	障がい者（高次脳機能障がい者を含む）、障がい児やその家族等からの相談に応じ、障がい児者の自立及び社会参加を支援します。	障害福祉課 子ども福祉課
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免事業	保険税等減免の申請受付を行う際に、対象者の状況を把握し、自殺リスクがある場合等必要に応じて相談窓口につなぎます。	国保年金課
後期高齢者医療保険料徴収事業	保険料滞納者の相談を受ける際に、対象者の状況を把握し、自殺リスクがある場合等必要に応じて相談窓口につなぎます。	国保年金課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
多重債務者に対する相談	自殺リスクを高める経済的困窮への対応として、従来から実施している多重債務者を対象とする相談において、自殺リスクに配慮した相談援助を行います。	埼玉弁護士会 越谷支部
司法書士による高齢者・障がい者のための成年後見相談会	成年後見制度について、高齢者・障がい者本人はもちろん、本人の介護にあたっている方等の親族からの相談に無料で応じ、自殺リスクの軽減に努めます。	埼玉司法書士会
心配ごと・悩みごと相談	心配ごとや悩みごとを抱えている方または精神科や心療内科を受診している方が就職活動をする際には、精神・発達障害者雇用サポーターが相談支援します。	ハローワーク 越谷
生活困窮者自立支援事業との連携	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワーク就職支援ナビゲーターと関係機関が連携し、就労支援を行います。	ハローワーク 越谷

事業名	事業内容	関係団体
生活福祉資金貸付事業 福祉資金貸付事業	資金の貸付（一時的な生活費など）に関する相談を受けるなかで、生活の安定を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会
歳末たすけあい配分事業 歳末援護金の配分	民生委員・児童委員の協力により、低所得世帯に対し、歳末援護金を配分し、金銭的な支援を行います。	越谷市社会福祉協議会
緊急援護事業	不測の事態により、緊急に援護を必要とする人に対し、鉄道乗車券や食料品の現物支給による援護を行います。	越谷市社会福祉協議会

4－3 児童生徒・保護者に対する相談支援

児童生徒や保護者を対象とした経済的支援等を実施して生活困窮等を理由とした自殺の防止を図るとともに、相談・面談等の機会を活用して自殺の危険性の高い人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯・生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、日常生活の支援、親への養育相談を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行います。	生活福祉課
家庭児童相談室	保護者の子育てに関する相談において、相談者の状況把握に努め、自殺リスクがある場合等必要に応じて他の相談窓口につなぎます。	子ども福祉課
外来（発達）相談	児童の発達に応じ、専門職が相談に応じて訓練等を行うことにより、保護者の不安を軽減するとともに、相談を機会に自殺リスクに早期に気づき、適切な関係機関へつなぎます。	児童発達支援センター
入学準備金の償還	入学準備金の返済等を期限までに行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えて困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制作りを進めます。	教育総務課
児童及び生徒の就学指定事務	特別に支援を要する児童・生徒の保護者に対し、関係機関が連携し、状況に応じた生きる支援を行うことで、保護者や児童・生徒の負担軽減を図ります。	学務課
就学援助事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を補助することにより、経済的負担および自殺リスクの軽減を図ります。	学務課
教育相談事業	児童生徒・保護者が抱えている悩み等を解決するため、相談機能の充実に取り組みます。	教育センター

事業名	事業内容	担当課
学校相談員	学校で教育相談を行い、児童生徒が抱える悩みの早期解決に取り組みます。	教育センター
スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携した支援を続けることにより、児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減するよう取り組みます。	教育センター

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
生活福祉資金貸付事業 福祉資金貸付事業 【再掲 4-2】	資金の貸付（修学資金など）に関する相談を受けるなかで、保護者の負担軽減と子どもの学習機会が損なわれないよう支援するとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会
石川奨学福祉基金 奨学資金給与事業	奨学基金から生じる利子を、市内在住の母子世帯等の経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学資金として給与します。	越谷市社会福祉協議会

(5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を充実します。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題などさまざまな問題に対して包括的に対応することが必要です。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにしていきます。

5-1 医療と結びつくための支援の充実

障がいや疾病、難病等を対象に経済的支援等を実施して自殺の防止を図るとともに、自殺の危険性の高い人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
救急医療事業	県の精神科救急情報センターが、休日・夜間に行っている緊急的な精神医療相談に応じる電話相談事業について周知を図り、適切な相談窓口へつながるよう努めます。	地域医療課
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付事業	葬祭費、高額療養費、第三者行為等の給付に関する申請等の受付を行う際に、自殺リスクがある場合等必要に応じて対象者の状況を把握し、相談機関につながります。	国保年金課
医療安全支援センター	医療機関に関する相談の中で、自殺リスクがみられる等状況に応じて関係機関等と連携し、市民へ適切な支援を行います。	保健総務課
こころの医療機関マップ	「こころの医療機関マップ」を活用し、相談者が適切な精神科医療が受けられるよう支援と環境の整備を行います。	こころの健康支援室
HIV・性感染症クリニック	エイズや性感染症の正しい知識の普及と相談窓口等の周知を図り、性感染症予防に努めるとともに、悩みや不安を抱える方を適切な受診や相談先につながります。	感染症保健対策課

5－2 医療機関との連携強化

医療機関との連携を強化することを通じて、自殺の危険性の高い人が適切な精神科医療を受けられるようにするとともに、自殺が起こってしまった場合にも適切な対応ができるようにします。

事業名	事業内容	担当課
医療機関の立入検査	市内病院等の立入検査を通じ、院内の構造や情報連携体制等医療事故防止に関して連携することに努めます。	保健総務課
医療機関の実地指導	管内精神科病院の実地指導を通じ、院内事故防止に関して連携していくことに努めます。	こころの健康支援室
医療連携	相談者が適切な精神科医療が受けられるよう、管内の精神科医療機関と定期的に連絡会議を実施する等、市内及び県内の精神科医療機関との連携強化に努めます。	こころの健康支援室

（６）自殺防止のための包括的な取組の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市などの行政機関、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化し、さらに自殺対策の担い手として心身の健康を保持しながら、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

6－1 地域におけるネットワークの強化

地域のさまざまな社会資源と連携してネットワークを強化し、地域ぐるみの幅広い視点から自殺対策を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 重層的支援体制整備事業	複雑・複合的な課題を抱える個人や世帯に対し、複数の分野・機関が連携した支援体制を構築することにより、相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援による課題の解決を目指します。	地域共生推進課
【新規】 生活支援体制整備事業	地域の高齢者を支えるため、地域に不足するサービス創出などの資源開発や関係者間の情報共有のためのネットワーク構築等により、生活支援サービスの充実を図るための体制を整備します。	地域共生推進課
地区まちづくり	各地区コミュニティ推進協議会へ支援し、地域での交流を図ることにより、生きる支援を含めた地域間の連携強化に努めます。	市民活動支援課
越谷市社会福祉協議会への助成	社会福祉協議会の地域福祉の推進に向けた活動を促進するため、越谷市社会福祉協議会に対し、助成金を交付します。	福祉総務課
民生委員・児童委員への活動支援	地域における身近な相談役である民生委員・児童委員による相談・支援等が円滑に行えるよう、活動の支援を行います。	福祉総務課
更生保護活動への助成	保護司会や更生保護女性会が取り組む犯罪のない住みよい地域社会の実現に向けた活動を促進するため、越谷地区保護司会及び越谷地区更生保護女性会に対し、助成金を交付します。	福祉総務課
地域ケア会議	会議を通し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現を目指します。	地域包括ケア課
地域包括支援ネットワーク	民間事業者等との連携により、支援を必要とする高齢者をみだし、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止します。	地域包括ケア課

事業名	事業内容	担当課
警察や鉄道会社との連携	警察や鉄道会社と駅頭キャンペーンを協働で行い、関係機関との連携強化によって自殺対策を推進します。	こころの健康支援室
道路、公園、緑道、噴水等の管理（パトロール）	日常のパトロール等によるホームレスの方々の情報を関係課所へ提供し、相談できない方々への必要な支援について協力することにより、自殺を未然に防ぐ取組に努めます。	道路総務課 維持管理課 公園緑地課
障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加支援	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加支援を通じて、いきがいづくりや社会参加への促進を図ることにより、障がい者がいきいきと暮らすことを支援する取組に努めます。	スポーツ振興課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
福祉推進員	地域福祉の推進役として活動する“地域の見守りサポーター”として、地域のニーズにきめ細かく対応できるよう、さまざまな見守り活動を行います。	越谷市社会福祉協議会
こころの健康支援室との連携	断酒会の活動で、自殺のおそれのある方を把握した場合は、こころの健康支援室へつなぎます。	越谷断酒会
こころの健康支援室との連携	遺族会の活動で、自殺のおそれのある方を把握した場合は、速やかにこころの健康支援室へつなぎます。つないだ後も分かち合いでの経過を報告し、継続的に連携します。	分かち合い・ 支えあいの会 (自死遺族の会)
駅頭キャンペーン等への協力 【再掲 2-1】	市が実施する駅頭キャンペーンに協力することにより、市民に対して自殺予防に関連する正しい知識の普及啓発を支援します。また、業務の中で自殺企図者の把握があった場合は、こころの健康支援室へつなぎます。	越谷警察署

6-2 庁内における連携強化

自殺対策は全庁的な取組が必要な課題であることを踏まえ、庁内において自殺対策に関する知識の向上を図るとともに、庁内の連携を強化して横断的な体制で自殺対策に取り組めます。

事業名	事業内容	担当課
要保護児童の援護、虐待通報の対応	要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携し、虐待を受けている、あるいは受けていると思われる児童の早期発見、早期対応及び見守り等を実施し、自殺リスクの軽減を図ります。	子ども福祉課

事業名	事業内容	担当課
自殺対策施策報告書 事務	市における取組状況について市議会に年1回報 告し、市職員や関係機関・団体が常に意識して、 自殺対策の職務を遂行できるように努めます。	こころの健康 支援室
児童虐待に関する連携	関係機関との連携により、児童生徒の家庭の状況 に配慮しながら、問題解決へとつなげます。	教育センター

(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援

医療機関等との連携による自殺未遂者支援の取組検証などを踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実します。

7-1 自殺未遂者に対する早期介入

自殺未遂者に対して早期介入による再発防止を図るために、警察や医療機関と連携して迅速な対応を行います。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 平日(月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで)における越谷市防災行政無線放送の実施	越谷警察署からの依頼に基づき、自殺リスクを抱えた行方不明者発見のため、越谷市内全域に防災行政無線による放送を実施し、早期発見に努めます。	くらし安心課
【新規】 再企図防止カード	名刺サイズのカードを作成し、自殺未遂等による救急不搬送者に対して、救急隊員を通じてカードを配付します。	こころの健康支援室
警察との連携	警察から自傷行為等の通報や処遇相談が入った場合、警察署に赴いて当事者等と面接を行い、適切な医療の提供や地域生活継続のための支援を行います。	こころの健康支援室
自殺未遂者相談支援事業	市内の三次救急医療機関との連携により、救急救命センターに搬送された自殺未遂者への早期介入(訪問面接等)により、地域生活における再企図防止を図る継続的な支援に取り組みます。	こころの健康支援室
自殺未遂に係る119番通報の受理	自殺未遂に係わる119番通報があった際には、救急車を出動させ医療機関に搬送し、関係機関等への情報提供を行います。	消防局指令課
土、日、夜間、休日における越谷市防災無線放送の実施	越谷警察署からの依頼に基づき、自殺リスクを抱えた行方不明者発見のため、越谷市内全域に防災行政無線による放送を実施し、早期発見に努めます。	消防局指令課

7-2 自殺未遂者の親族等への支援

医療機関等との連携を通じて、自殺未遂者の家族親族等に対し、再企図防止のための正しい対応方法等について伝えるとともに心のケアを行います。

事業名	事業内容	担当課
自殺未遂者相談支援事業 【再掲 7-1】	市内の三次救急医療機関との連携により、救急救命センターに搬送された自殺未遂者の家族親族等に対する継続的なこころのケアを行います。	こころの健康支援室
家族教室等の開催 【再掲 2-3、4-1】	自殺未遂者の家族親族等が、再企図防止のための正しい対応方法等を学ぶ機会をつくれます。	こころの健康支援室

(8) 自死遺族等に対する支援

自死遺族等に対する迅速な支援を行うとともに、必要な支援情報が得られるよう情報提供の拡充を図ります。また、遺族の自助グループ等の地域における活動や遺族の会同士の連携に関する支援をします。

事業名	事業内容	担当課
埼玉県交通遺児等への支援	事故後には、様々な困難や問題に直面し、自殺のリスクが高まる恐れがあるので、交通遺児や支援機関等に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減につながります。また相談者にリーフレットを配布し、支援機関等の情報提供に努めます。	くらし安心課
こころの体温計【再掲 2-2】	自死遺族等に対して「こころの体温計」を活用したストレスチェックをすすめ、高ストレス状態の早期発見や早期治療の支援に努めます。	こころの健康支援室
分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）との連携	分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）との連携を深め、自死遺族相談会や家族教室等の共催に努めます。	こころの健康支援室

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）	自死遺族の会を運営し、自死により大切な方を失った方自身が安心して語ることのできる場所と時間を提供し、継続的に寄り添った支援を行います。自死遺族への偏見がなくなるよう、遺族会について研修会等を通じて理解を促す活動を行います。	分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）

(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援

自殺対策に関する活動を行う民間団体に対して、組織運営や人材育成、資金確保等の面で必要な支援を行います。公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するように優良事例に関する情報提供等の支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 埼玉いのちの電話 との連携	電話相談ボランティアの募集説明会の開催に協力します。	こころの健康 支援室
NPOの理解促進・ 人材育成関連事務	自殺対策事業に取り組むNPOへの支援を行うことにより、団体及び住民相互の連携強化に努めます。	市民活動支援課
しらこぼと基金関連 事務	自殺対策事業に取り組むNPOや市民活動団体が利用しやすい助成金制度の整備に努めます。	市民活動支援課
民間団体との連携	自殺対策に関する活動を行う民間団体と、支援を行う際に必要となる情報交換や技術協力、後援等をし、連携して自殺対策に取り組めるよう努めます。	こころの健康 支援室

(10) 子ども・若者の自殺対策の推進（重点施策）

20 歳未満の自殺死亡率が全国で上位に、また若年者では自殺念慮のある割合が高いことから、子ども・若者の自殺対策は重点施策として取り組みます。事業等は、P60 以降に掲載します。

(11) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の自殺にはさまざまな側面があります。高齢者の多くは自分の健康状態について悪い評価を下しがちで、継続的な身体的苦痛がうつ病の引き金となり自殺につながると考えられます。また、家族の介護負担がストレスとなることもあります。さらに、経済的な不安や孤独・孤立なども対応が必要です。これらの問題を解消するよう、社会で寄り添い問題をともに解決していくことが大切です。

11-1 高齢期の自殺リスクのある方への支援の充実

経済面や健康面などで困難を抱えている人の相談に応じ、支援につなげる方策を講じます。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 【再掲 4-2】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
介護保険料減免制度	介護保険料の減免申請受付を行う際に、対象者の状況を把握し、自殺リスクがある場合は必要に応じて相談窓口につなぎます。	介護保険課
健康教室の開催 (成人保健) 【再掲 2-3】	疾病予防に関するセミナー、料理教室や運動教室を実施し、生きる支援や健康に関する知識の普及啓発を図ります。	健康づくり推進課
こころの健康相談 【再掲 4-1】	高齢者および家族の精神疾患や健康問題等に関する相談に応じ、医療機関や介護関係機関とも連携した援助を行います。	こころの健康支援室
難病患者支援事業 【再掲 2-3】	難病患者及び家族に対する講演会や交流会を開催することで、疾患に対する理解を深めるとともに、地域でのつながりを構築し、安心して暮らすための支援を行います。	感染症保健対策課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
司法書士による高齢者・障がい者のための成年後見相談会 【再掲 4-2】	成年後見制度について、高齢者・障がい者本人はもちろん、本人の介護にあたっている方等の親族からの相談に無料で応じ、生きる支援のサポートを行います。	埼玉司法書士会
総合福祉相談 【再掲 4-1】	福祉に関することや日常生活での困りごとの相談を受けるなかで、自殺に関する相談があった際には、自殺防止対策の相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業 福祉資金貸付事業 【再掲 4-2】	資金の貸付（一時的な生活費など）に関する相談を受けるなかで、生活の安定を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会

事業名	事業内容	関係団体
みまもり・あんしん事業	親族を頼れない等で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯に対して、見守りや生活支援、医療・福祉制度等の利用に関する相談及び援助を行うことにより、対象者の孤立を予防し、安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	越谷市社会福祉協議会

11-2 居場所（住まい）の確保

高齢者の孤独・孤立を解消できるよう、居場所づくりや新たな人間関係の構築を支援します。

事業名	事業内容	担当課
高齢者の居場所づくり （「ふらっと」がもう・おおぶくろ）	高齢者が気軽に訪れ、生きがいをもって交流することができる場所を提供します。	地域共生推進課
シルバーハウジング事業	市営住宅の居室の一部を高齢者専用とし、緊急通報システム設置や生活援助員派遣などによる見守り体制を築き、安心して暮らせる居住空間を確保します。	地域包括ケア課
生活支援短期宿泊事業	見守りや部分的介助が必要な在宅高齢者について、一時的に介護者が介護困難になったとき、市内の特別養護老人ホーム等であずかることで、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。	地域包括ケア課
老人ホーム等との 連絡調整	65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方の施設入所と生活を支援します。また、やむを得ない事由のある高齢者を特別養護老人ホーム等で保護し、安心・安全な生活の場を確保します。	地域包括ケア課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
ふれあいサロン	地域の身近な場所で、住民の方が自主的・主体的に行う活動で、高齢者や子育て中の親子などを対象に参加者同士の交流の場、気軽に立ち寄れる居場所を提供しています。	越谷市社会福祉協議会
広域交流ボランティア活動助成事業	一人暮らしや家に閉じこもりがちなどにより、寂しさや不安を抱える高齢者等が地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、参加者同士の交流を目的に地域の実情に応じた「居場所」の提供を行う、広域交流ボランティアグループに活動費の助成を行います。	越谷市社会福祉協議会

11-3 社会参加の促進と孤立予防

高齢者の日中活動等を支援し、孤立予防につなげるための施策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 きらぽ（越谷きらぽポイント）	スマートフォンアプリを活用した健康づくりやボランティア活動等に対するポイントを付与することで、高齢者の社会参加の推進を図ります。	地域共生推進課
【新規】 補聴器購入助成事業	市内に住む難聴高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。これにより、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援することで、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ります。	地域包括ケア課
民生委員・児童委員 への活動支援 【再掲 6-1】	地域における身近な相談役である民生委員・児童委員による相談・支援等が円滑に行えるよう、活動の支援を行います。	福祉総務課
いきいき農園	高齢者の生きがいと健康増進を図るため、いきいき農園の貸し出しを行います。	地域共生推進課
シルバーカレッジ	高齢者の社会参加を促進し生きがいを高めるため、埼玉県立大学や文教大学等を会場として、一般教養講座を開催します。	地域共生推進課
老人クラブ補助金	老人クラブが行う社会奉仕やボランティア活動などの生きがいを高める諸活動を促進するため、老人クラブ連合会に対し、補助金を交付します。	地域共生推進課
老人福祉センター	高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に供与するため、市内4か所の老人福祉センターの適切な管理運営に努めます。	地域共生推進課
介護支援ボランティア 制度	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動を通して、社会参加を促進し、生きがいや健康保持、介護予防を推進します。	地域共生推進課
ふれあい収集	自ら集積所へごみを持ち出すことが困難な高齢者のみの世帯および障がい者のみの世帯に対し、週に一度職員が戸別に訪問してごみの収集と併せて声かけによる安否確認を行います。	資源循環推進課 リサイクルプラザ
公民館事業 【再掲 2-3】	公民館における人権教育推進事業を開催し、人権啓発の一環として自殺対策の啓発を推進します。	生涯学習課
高齢者のスポーツ・ レクリエーション活動 への参加支援	高齢者が無理なく参加できるスポーツ教室や各種大会への参加支援を通じて、高齢者の健康・体力づくりを図るとともに、社会的孤立を未然に防ぐ取組に努めます。	スポーツ振興課
図書館ボランティア の活動	図書館ボランティアの活動をすることで、地域において社会貢献という生きがいを見出し、希望を持って暮らすことを支援する取組に努めます。	図書館

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
ボランティア相談	ボランティア入門講座などを実施することで、ボランティア活動への理解と関心を高め、活動に結びつけることで、社会参加を促進し、生きがいを見出すきっかけづくりとなるよう支援します。	越谷市社会福祉協議会
在宅支援家事サービス事業 「ほほえみサービス」	住民相互の助け合いを基本に、日常生活に支障のある世帯等に、在宅支援を目的とした家事支援サービスを有料で行います。高齢者がスタッフとして地域福祉の担い手となることにより、生活上の不安解消と孤立化防止を図り、社会参加や生きがいのきっかけになります。	越谷市社会福祉協議会

11-4 要介護者・家族への相談支援の充実

介護が必要な家族を抱えている人が気軽に相談できる環境を整え、介護ストレスの軽減につなげます。

事業名	事業内容	担当課
介護予防・生活支援サービス事業	地域住民等をはじめとした多様な主体によるサービスを充実させ、要支援認定者等が安心して地域で暮らせる支援を行います。	地域共生推進課
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援を行います。	地域包括ケア課
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、介護や健康、生活等に関する相談に応じます。また、権利擁護業務として、成年後見制度の案内等を実施します。さらに、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるように、地域における連携・協働の体制作りを推進します。	地域包括ケア課
介護保険制度の周知	介護は本人や家族にとって負担が大きいことから、介護保険制度についての情報を周知します。	介護保険課
介護サービス相談員派遣事業	相談員が施設等を訪問し、利用者の気軽な相談相手となることによって安心して生活が継続できるよう、利用者と施設の橋渡しを行います。	介護保険課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
司法書士による高齢者・障がい者のための成年後見相談会 【再掲 4-2、11-1】	成年後見制度について、高齢者・障がい者本人はもちろん、本人の介護にあたっている方等の親族からの相談に無料で応じ、介護者等にも必要なサポートを行います。	埼玉司法書士会

11-5 地域における社会資源の活用

介護が必要な高齢者を地域で支えられるよう、社会資源の活用を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 認知症徘徊高齢者 家族支援サービス	認知症により徘徊しがちな高齢者を在宅で介護する方に、位置検索機能のついた端末機を貸与し、当該高齢者が徘徊して、所在がわからなくなったときに、高齢者の位置を提供します。または、高齢者の位置を検索し介護者に現在位置を連絡するサービスです。	地域包括ケア課
緊急通報システム事業	発作を伴う疾患がある一人暮らし高齢者等に、民間の緊急通報センターにつながる専用の緊急通報装置を貸与することで、日常生活における緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。	地域包括ケア課
訪問理美容サービス 事業	理容所や美容所へ出向くことが困難な高齢者等に対して、居宅で理美容サービスを実施することにより、高齢者等の生きがいづくりや福祉の増進を図ります。	地域包括ケア課

(12) 労働問題による自殺対策の推進（重点施策）

コロナ禍に伴う雇用の不安定化や職場でのハラスメント等が成年の自殺の要因となっていることから、労働問題による自殺対策の推進は重点施策として取り組みます。事業等は、P65以降に掲載します。

(13) その他自殺対策に必要な施策の推進

災害対策や駅ホームにおける安全性向上など、自殺対策に必要かつ効果的な施策を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 災害時における臨時 相談窓口業務	災害時に市役所や地区センター、避難所等に設置・運営する臨時相談窓口について周知を図り、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	危機管理室
火災等見舞金及び 住宅家賃の支給	市民の福祉の向上を図るため、火災等の被害を受けた方を対象に、見舞金を支給します。また、火災により被害を受け、住宅の取り壊し又は再建のために仮住まいを必要とする方が民間の借家等を借り受ける場合に、その家賃の一部を給付する等の生きる支援を行います。	福祉総務課
災害弔慰金等の支給 及び災害援護資金の 貸付	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金等を支給します。また、災害救助法の適用を受けるような大規模災害により、被害を受けた方の生活再建に資するため、被災者に対し、災害援護資金の貸付けを行う等の生きる支援を行います。	福祉総務課
被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方の生活再建を支援するとともに、生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者に対し、支援金を支給する等の生きる支援を行います。	福祉総務課
災害時医療救護活動	災害後の精神的不安に対するメンタルケアを行うために、専門職員による避難所等への巡回を行い、必要に応じて医師の診療につなげます。	地域医療課
災害時健康危機管理 体制の整備	災害時における被災者の心のケアを含めた支援活動について取り組んでいきます。	保健総務課
健康危機管理体制の 整備	健康危機発生時における心のケアを含めた支援活動について取り組んでいきます。	保健総務課
駅ホームにおける 安全性向上	駅ホームにおける安全性向上のため、ホームドアを整備する鉄道事業者に対し、越谷市鉄道駅バリアフリー化施設整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することで、ホームドアの整備による転落事故防止対策の促進を支援します。	都市計画課

4.2 重点施策

A. 子ども・若者の自殺対策の推進

◆現状と課題 ～ 本市の20歳未満や20歳代の若年者の自殺者数は、実数としては中高年より少なくなっていますが、自殺死亡率を全国の市町村と比較した指標では、20歳未満が上位20～40%に入るなどやや高くなっています。また、市政世論調査では、「死にたいと思ったことがある」という回答が男女とも18～29歳、30～39歳で高くなっています。青年期（15～24歳）では死亡原因の半数近くを自殺が占めていることもあり、子ども・若者の自殺対策の推進が必要とされています。

A-1 居場所づくり

発達段階にある若年者は、家族・友人関係などの中で大きなストレスを抱える場合があります。若年者が家庭や学校以外でも心を休めることができ、相談支援を受けたり、こころの平穏を得られる環境を作るための施策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 子育てサロン	子育て中の親子同士の交流や相談、子育て講座の開催や子育て情報の提供を行い、育児不安や孤立感の解消を図り、子育ての喜びが実感できる環境づくりを進めます。	子ども施策推進課
【新規】 オンラインおあしす	学校に通うことが難しいお子さんが、オンラインによる関わりを通して人とのつながりを感じ、自信をつけさせていきます。	教育センター
生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業 【再掲 4-3】	生活保護世帯・生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、日常生活の支援、親への養育相談を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行います。	生活福祉課
地域子育て支援センター	子育て講座等の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ居場所づくりを図ります。	子ども施策推進課
おもちゃ図書室	通所児相互や地域の子どもたち等と交流する場を設けることにより、自殺リスクの軽減を図るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期に関係機関へつなぎます。	児童発達支援センター
親子の交流の場の提供	児童館において子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの軽減に努めます。	児童館コスモス 児童館ヒマワリ

事業名	事業内容	担当課
体験学習	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心してすごせる場所」となるよう、受け入れ態勢を整えていくことに努めます。	科学技術体験センター
適応指導教室「あおしす」	不登校の状態または、不登校傾向にある児童生徒に、居場所を提供し、学習支援や集団活動を通して社会的自立に必要な力を身につけさせていきます。	教育センター

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
ふれあいサロン 【再掲 11-2】	地域の身近な場所で、住民の方が自主的・主体的に行う活動で、高齢者や子育て中の親子などを対象に参加者同士の交流の場、気軽に立ち寄れる居場所を提供しています。	越谷市社会福祉協議会
ふれあいひろば （「ふらっと」おおぶくろ）	1歳未満の赤ちゃんを育てている方を対象に、子育ての悩みや楽しさを共有できる友だちを作りたいという親子同士をサポートし、交流の輪を広げます。	越谷市社会福祉協議会

A-2 自殺対策を考える教育の実施

子どもや若者は悩み等をひとりで抱え込むことが少なくありません。また、何かのトラブル等を自分のせいだと思い込んでしまうことも多くあります。悩みごと等を相談でき、解決につなげるための施策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 こころの健康図画コンクール	メンタルヘルスを日頃から身近に感じてもらうため、こころの健康に関する図画を市内小中学生より募集し、庁舎内や保健所に展示します。	こころの健康支援室
【新規】 SOSの出し方に関する教育	教育委員会や各学校と連携し、教材やグループワークを活用した、生徒向けのSOSの出し方に関する教育を実施します。	こころの健康支援室
人権の花運動	児童が互いに協力し合って草花等を栽培することで、生命の大切さを学びながら、相手の立場を考え思いやりの心を伸ばすことを目的に越谷人権擁護委員協議会越谷部会と連携し、人権の花運動を実施します。	人権・男女共同参画推進課
教育行政施策の企画・調整	より実効性を高めることができるよう、いじめ・不登校対策など、子ども・若者の自殺対策に関する取組内容について、「越谷市教育振興基本計画（教育大綱）」及び各年度の「教育行政重点施策」に重点事項として位置付けます。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
「教育だよりこしがや」の編集	「SOSの出し方教育」について、掲載を検討します。	教育総務課
道徳教育振興事業	学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の豊かな心と道徳性を育むため、道徳教育振興会議による道徳教育実践発表会等の実施を支援します。	指導課
情報教育	情報モラルやセキュリティに対しての意識を高めることにより、ネットいじめの解消につながり、児童生徒の安心感が生まれる教育に努めます。	教育センター

A-3 教職員に対する研修等の実施

いじめをはじめとするさまざまな事象は、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることです。児童生徒に接する教職員が問題の兆候を速やかに把握し、迅速に対応できるよう研修を実施します。

事業名	事業内容	担当課
生徒指導に係る学校訪問指導	市内小・中学校において、児童生徒の自己肯定感の高揚を目指した積極的な生徒指導を推進するため、各小中学校を訪問する研修会を実施します。	指導課
人権教育推進事業	教職員自身が人権に関する正しい知識・理解と豊かな人権感覚を身に付けるため、人権教育に関する各種研修会を実施します。	指導課
教職員のスキルアップ	児童生徒の道徳的実践力を高めるために、各研修を通して、教員の指導力を向上させ、授業内容を充実します。	教育センター
教職員研修	児童生徒の自己肯定感を高める指導ができるよう、特別支援教育の理解を深める内容や教育相談の知識を高める内容の研修を実施し、教員の指導力の向上に取り組みます。	教育センター
生徒指導、教育相談研修	児童生徒の人間関係をより豊かにしていくために、教員のカウンセリングスキルを高め、児童生徒の悩みを軽減する指導の充実を図る研修を実施します。	教育センター
特別支援学級等担当者研修	研修を通して、特別支援教育の専門性を高めるとともに、児童生徒の問題解決能力を高める支援の充実に取り組みます。	教育センター

A-4 いじめや不登校等への相談支援の充実

いじめや不登校等の問題の解決には、当事者が孤立することなく、適切に相談支援を受けられたり、それぞれの居場所を得られることが大切です。さまざまな困難に直面した当事者や周囲の人が支援を受け、解決につながるような対策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 見守りメール	児童生徒が、ipad で死に関係する言葉を検索すると教育センターが検知し、学校と連携しながら児童生徒の不安や悩みについて聞き取り、児童生徒に寄り添った指導に努めます。	教育センター
青少年相談室	青少年の非行、問題行動等で悩んでいる保護者や青少年の相談を実施します。	青少年課
わくわく体験 プロジェクト	青少年の自立・支援に関する体験事業や、不登校等で悩みを抱える当事者や保護者に対し交流の機会を提供します。	青少年課
ひきこもり相談支援	不登校等からひきこもり状態になっている当事者の居場所をつくり、またその家族が気持ちを共有できるつどいの場を設け、個別相談支援を含めた援助を行います。	こころの健康 支援室
いじめ防止リーフレットの 配付	いじめを絶対に許さない心を育て、いじめに悩む児童生徒の相談先の情報等を周知するため、いじめ防止リーフレットを児童生徒に配付します。	指導課
ネットパトロールの 実施	児童生徒によるSNS等への、自殺をほのめかすような危険な書き込みや心配なコメントを見つけ、未然防止に向けた対応を図れるよう、専門業者によるネットパトロールを実施します。	指導課
いじめ問題対策連絡 協議会運営	いじめ防止等に関する関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有する「越谷市いじめ問題対策連絡協議会」を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に努めます。	指導課
いじめ防止対策委員会 運営	法律、医学などの専門家が、それぞれの立場から、いじめ防止のための実効的な対策の実施について協議する「越谷市いじめ防止対策委員会」を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に努めます。	指導課
スクールソーシャル ワーカー 【再掲 4-3】	スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携した支援を続けることにより、児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減するよう取り組みます。	教育センター
学び総合指導員	適応指導教室における児童生徒を支援する他、直接学校を訪問して児童生徒に個別指導を行います。	教育センター

事業名	事業内容	担当課
学校相談員 【再掲 4-3】	学校で教育相談を行い、児童生徒が抱える悩みの早期解決に取り組みます。	教育センター
教育相談事業 【再掲 4-3】	児童生徒・保護者が抱えている悩み等を解決するため、相談機能の充実に取り組みます。	教育センター

A-5 障がい児・保護者に対するサポート体制の整備

障がい児や保護者が適切な支援を受け、過剰な負担感や孤独・孤立感を抱かぬようサポート体制を整備します。

事業名	事業内容	担当課
通所支援給付費の支給	障害福祉サービス等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、自殺リスクがある場合等必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	子ども福祉課
児童発達支援事業 (ぐんぐん・のびのび)	発達に支援が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作や集団生活の適応訓練などの療育や摂食指導、健康管理等を行うことにより保護者への過度な負担を防ぎ自殺リスクの軽減に努めます。	児童発達支援センター
外来(発達)相談 【再掲 4-3】	児童の発達に応じ、専門職が相談に応じて訓練等を行うことにより、保護者の不安を軽減するとともに、相談を機会に自殺リスクに早期に気づき、適切な関係機関へつなぎます。	児童発達支援センター
早期療育発達支援事業 (早期療育教室)	発達に遅れのみられる児童に集団の場における保育・療育が可能となるよう、保護者への指導を含め訓練を実施することにより、子育てに関する不安の軽減、過度の負担を防ぎ自殺リスクの軽減に努めます。	児童発達支援センター
継続相談・特別発達相談	発育や発達に問題のある子どもを対象に小児科医師等による相談を行い、育児支援を図ります。また、療育の相談も行います。	健康づくり推進課
特別支援学級、通級指導教室	子供の自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導を行い、自己肯定感の向上を図ります。	教育センター
発達支援訪問	通常学級で学ぶ発達に課題のある児童生徒が適切な支援を受けることができるよう、専門家の学校訪問を通して、特別支援教育に対する教員の意識を高めます。	教育センター
院内学級	市立病院との連携により、特別な支援が必要な児童生徒に対して、生きる支援を含めた適切な指導を行うよう取り組みます。	教育センター

B. 労働問題による自殺対策の推進

◆現状と課題 ～ 本市の自殺者数を属性別に見ると、第2位が「男性 40～59 歳有職同居」、第3位が「男性 20～39 歳無職同居」となっており、働き盛りの自殺がなお多くなっています。職業別の自殺者数を見ても、第1位は「被雇用者・勤め人」となっており、中高年の有職者の自殺についても対策を講じる必要があります。また、自殺死亡率では「男性 40～59 歳無職独居」が突出して高くなっており、失業や経済・生活問題などさまざまな問題を抱える無職者への配慮も必要です。

B-1 労働問題に関する支援の充実

過労死やハラスメント等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けられる社会の実現のため、労働上の悩み等をひとりで抱え込まないよう、相談機会を充実します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 くらしとこころの総合相談会	コロナ禍における経験を踏まえ、一か所で多職種による総合的な相談ができる、休日ワンストップ相談会を必要に応じて開催します。	こころの健康支援室
こころの健康相談 【再掲 4-1、11-1】	職場におけるハラスメントや労働ストレスに関する相談を受けた場合、適切な関係機関を情報提供し、必要に応じて精神科医療へつなぐ支援を行います。	こころの健康支援室
労働問題に関する相談	労働に関する基礎知識の普及・啓発を図るとともに、労働・社会保険の問題を解決するための支援を行います。	経済振興課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
労働問題に対する相談	被雇用者及び勤め人の自殺リスクが高い現状から、過重労働・パワハラ・セクハラ等の労働問題を抱えた方に対し、弁護士会における法律相談等において、当該労働者の自殺リスクに配慮した相談援助を行います。	埼玉弁護士会 越谷支部
専門家派遣事業	企業に対し、中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家が、経営課題や労働問題等について、直接具体的・実践的なアドバイスや支援を行います。	越谷商工会議所

B-2 就労支援に関する支援の充実

経済的な困難が、心身の不調につながる場合があります。失業者やさまざまな困難を抱える人の就労等を支援し、生活と心身の健康を支援します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 生活困窮者等就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な方やひきこもり状態の方に対し、生活習慣の改善や就労に向けた基礎能力を養いながら、問題の解決や生活の安定に向けた継続的な支援（就労準備支援事業等）を行います。	生活福祉課
生活困窮者自立支援事業 【再掲 4-2、11-1】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労を支援することで、本人の生きがいくくりや自立更生の支援を行います。	生活福祉課
障がい者就労支援	就労訓練事業の実施、障がい者就労支援センターにおける就労支援および就労系の障がい福祉サービスを提供することにより、就労支援をします。	障害福祉課
こころの健康相談 【再掲 4-1、11-1、B-1】	精神疾患等を抱えた就労継続が困難な方に対して、医療機関や障害者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、自分らしくより良い暮らしができるようサポートに努めます。	こころの健康支援室
若年者等の就職支援に関する相談	就職を希望する若年者、女性等を対象にして、就職に向けた支援を行います。	経済振興課
内職に関する相談	家庭外で働くことが困難で、内職を希望する人に対し、内職に関する相談及びあっせんを行います。	経済振興課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
生活困窮者自立支援事業との連携 【再掲 4-2】	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワーク就職支援ナビゲーターと関係機関が連携し、就労支援を行います。	ハローワーク越谷
ハローワークにおける障がい者就労支援	関係機関と連携し、障がい者の就労支援に取り組みます。	ハローワーク越谷
経営支援事業	独立して創業・起業を志す方に対し、様々な課題の相談を受けることで、就労のサポートを行います。	越谷商工会議所

B-3 労働環境の改善とメンタルヘルス対策の推進

長時間労働等で心の健康を損なわないよう、雇用主等も含めワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスに関する意識と知識を高める方策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	市内事業者に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関するリーフレット等を配布し、職場環境の改善や両立支援等に関する普及・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課
こころの体温計 【再掲 2-2、8】	セルフメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用を広くすすめる、労働者個々人のメンタルヘルスの意識向上を支援します。	こころの健康支援室

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
専門家による心の健康相談	臨床心理士等による就職に対するさまざまな心理的不安や悩みを抱える方を対象に、専門的なアドバイスを実施します。	ハローワーク越谷
経営改善普及事業	小規模事業者に対し、経営指導員等が金融、税務、経理、労務、経営等の相談を行い、適切な助言・指導を行うことにより、労働環境の改善をサポートします。	越谷商工会議所

C. 女性の自殺対策の推進

◆現状と課題 ～ 本市の自殺者の推移をみると、男性は 2020 年以来減少傾向にある一方、女性は増加傾向にあります。女性は、妊娠、出産、子育て、介護などのライフステージそれぞれに身体的・精神的に困難や不安定な状況に直面することがあります。また、近年の経済状況の中、新規就労や再就職、労働条件や職場環境等で困難な状況に直面する場合があります。さらに、セクシャルハラスメントや性犯罪・性暴力等の問題も重大です。このようなさまざまな問題を抱える女性に対し、相談支援をはじめとした事業を通じて、孤立を防ぎ問題解決につなげる必要があります。

C-1 女性に対する相談支援の充実

女性のさまざまな悩みや困難等に寄り添い、改善につなげる相談事業等を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 女性の自立支援事業	女性の精神的・経済的・社会的な自立支援に取り組む市民団体に、活動費用の一部を助成するとともに、活動拠点となる施設等は無償貸与し、自立支援のための各種講座や相談、カウンセリング等を実施します。	人権・男女共同 参画推進課
【新規】 母子家庭等相談事業	母子・父子自立支援員が、母子家庭等の生活・就労に関する相談や、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などを受け、ひとり親家庭の抱えている問題に適切な助言を行うとともに、必要に応じて他の相談窓口につなぎます。	子ども福祉課
女性のなやみ相談・DV相談 【再掲 4-1】	女性の生き方・パートナーに関する悩みの解決やDV被害者への生きる支援をするため、女性のなやみ相談・DV相談を行います。	人権・男女共同 参画推進課
生活困窮者自立支援事業 【再掲 4-2、11-1、B-2】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
こころの健康相談 【再掲 4-1、11-1、B-1、B-2】	女性の精神疾患や健康問題等に関する相談に応じ、医療機関や他の関係機関とも連携した援助を行います。	こころの健康 支援室
若年者等の就職支援に関する相談 【再掲 B-2】	就職を希望する若年者、女性等を対象にして、就職に向けた支援を行います。	経済振興課

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
生活困窮者自立支援事業との連携 【再掲 4-2、B-2】	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワーク就職支援ナビゲーターと関係機関が連携し、就労支援を行います。	ハローワーク 越谷

C-2 妊産婦・子育て世代への相談支援

出産・育児等に伴う悩みや困難を解消するための相談事業や子育て支援の取り組みを推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 伴走型相談支援及び 出産・子育て応援 給付金の一体的実施 事業	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施します。	健康づくり 推進課
保育ステーション	育児相談や一時預かりの実施、親子の交流の場の提供等、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ居場所づくりを図ります。	子ども施策 推進課
地域子育て支援センター 【再掲 A-1】	子育て講座等の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ居場所づくりを図ります。	子ども施策 推進課
子育てサロン 【再掲 A-1】	子育て中の親子同士の交流や相談、子育て講座の開催や子育て情報の提供を行い、育児不安や孤立感の解消を図り、子育ての喜びが実感できる環境づくりを進めます。	子ども施策 推進課
保育コンシェルジュ	子育てにまつわる相談を通して、保護者の状況把握に努め、自殺リスクがある場合等必要に応じて相談窓口につなぎます。	保育入所課
子ども家庭相談	児童館利用者の相談を通じ、子育ての悩み等の自殺リスクの軽減に努めます。	児童館コスモス 児童館ヒマワリ
乳幼児健康診査	発育発達の確認、育児相談を行い、育児不安の軽減を図り、適切な関係機関へつなぎます。	健康づくり 推進課
母親・両親学級	育児不安の軽減・解消、妊娠期の健康管理を推進し、自殺リスクの軽減に努めます。	健康づくり 推進課

事業名	事業内容	担当課
妊産婦・新生児訪問	産後うつ予防、発育発達の確認、育児支援等を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	健康づくり 推進課
未熟児及び養育支援 訪問	育児不安の軽減を図るため訪問や電話相談を行い、自殺リスクの高い人を早期に発見し、適切な相談機関につなぎます。	健康づくり 推進課
母子健康手帳交付	妊娠届出時の相談により、出産・育児不安の軽減を図り、自殺のリスクの軽減に取り組みます。	健康づくり 推進課 (子育て世代包括 支援センター)
図書館事業（児童）	乳幼児向きのおはなし会や講座を実施することで、子育て親子が集い交流できる場を設け、子育ての悩み等の軽減に努めます。	図書館

【関係団体の事業】

事業名	事業内容	関係団体
ふれあいひろば (「ふらっと」おおぶくろ) 【再掲 A-1】	1歳未満の赤ちゃんを育てている方を対象に、子育ての悩みや楽しさを共有できる友だちを作りたいという親子同士をサポートし、交流の輪を広げます。	越谷市社会 福祉協議会

C-3 女性に対する普及啓発活動

男女共同参画に関する啓発等を通じて、自殺対策の普及啓発を推進します。

事業名	事業内容	担当課
【新規】 女性のための健康 セミナー	女性特有の疾病を予防するための知識や実践方法の普及及び啓発を図ること、女性ホルモンと心身の健康について理解し、更年期と上手く付き合うための対処方法を学び、生涯を通して心身共に健康に、いきいきと生活していけることを目的として実施します。	健康づくり 推進課
【新規】 こころの体温計カード	市役所庁内や駅構内のトイレ等への配架、「二十歳のつどい」や関連事業での配付等、セルフメンタルヘルスチェックのPRを行います。	こころの健康 支援室
男女共同参画の啓発 【再掲 2-3】	男女共同参画やDVに関する様々なテーマの講座の開催や情報誌等の発行等、男女共同参画に関する啓発の一環として、自殺対策の普及啓発を推進します。	人権・男女共同 参画推進課
にじいろひろば KOSHIGAYA 【再掲 4-1】	LGBTQなどの性的少数者当事者やそうかもしれないと思っている人が、安心して参加できる居場所づくり事業を実施します。	人権・男女共同 参画推進課

事業名	事業内容	担当課
駅頭キャンペーン等 による自殺予防普及 啓発 【再掲 2-1】	商業施設におけるキャンペーンの実施等、女性に 対して自殺対策に関する正しい知識の普及啓発 を行います。	こころの健康 支援室

第5章 計画の推進

5.1 官民協働による関係機関の連携推進

自殺対策は、医療、保健、福祉、生活、教育、労働等に関する様々な機関や団体、関係者の参加のもと、官民協働による連携を通じて総合的に推進していくことが必要です。そこで、越谷市自殺対策連絡協議会を設置し、市の自殺対策について協議します。また、自殺対策に係るネットワークへの幅広い参画を促し、地域の関係者間で自殺対策の重要性に関する認識や自殺対策の理念、目的等を共有するとともに、それぞれの主体が果たすべき役割の明確化、共有化を図ることで、地域ぐるみで自殺対策の取組を推進していきます。

5.2 市役所内の推進体制の充実

自殺対策の推進にあたっては、市役所内の幅広い分野の関係課所が参画し、庁内横断的な体制を整えることが必要です。市役所内に越谷市自殺対策庁内推進会議を設置し、自殺対策の重要性についての理解促進を図りながら、庁内推進体制を充実させていきます。

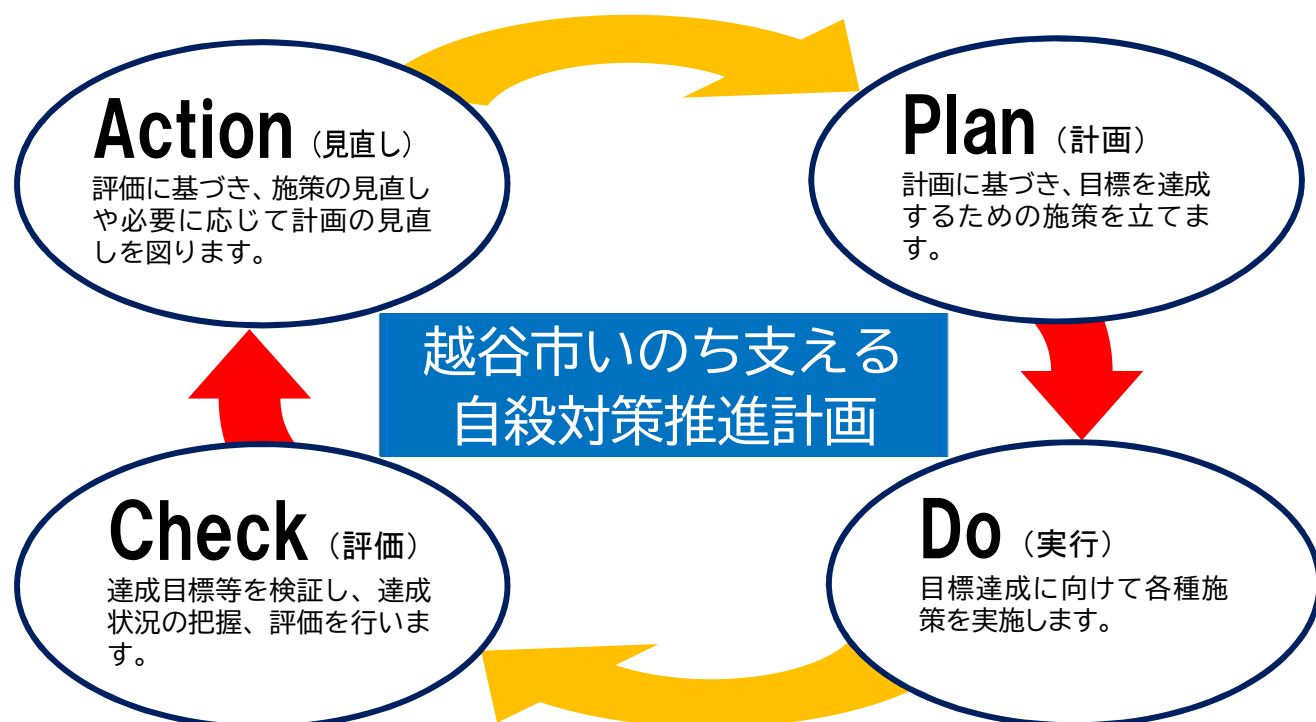
5.3 施策等の年次報告

越谷市自殺対策推進条例第 11 条の規定に基づき、各年度における施策の取り組み状況や自殺者数等の関連データを取りまとめ、年次報告書を作成します。

当該報告書は市議会 9 月定例会に提出し、また越谷市自殺対策連絡協議会における会議資料とします。

5.4 計画の評価

本計画で掲げた自殺対策に関する事業については、年度ごとに越谷市自殺対策連絡協議会に諮り、評価を行います。PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：見直し）サイクルに基づき、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、自殺対策を推進していきます。また計画の最終年度にあたる令和10年度(2028年度)には計画期間中の総括を行い、計画全体の評価を行うとともに、次期計画の策定に向けた資料とします。



資料編

1 策定経過

日 程	会議名等	内 容
2023 年 6 月 2 日	第 1 回越谷市自殺対策庁内 推進会議	1) 越谷市いのち支える自殺対策推進計画の 概要について 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画策定に向けた取り組みについて
2023 年 6 月 5 日	第 1 回越谷市自殺対策庁内 推進会議作業部会	1) 越谷市いのち支える自殺対策推進計画の 概要について 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画策定に向けた取り組みについて 3) 役員等の選出 4) 第 2 次計画における基本施策及び重点施 策について
2023 年 8 月 2 日	第 2 回越谷市自殺対策庁内 推進会議作業部会	1) 各課所における事業内容照会結果に ついて 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（素案）について
2023 年 8 月 23 日	第 2 回越谷市自殺対策庁内 推進会議	1) 各課所における事業内容照会結果に ついて 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（素案）について
2023 年 10 月 6 日	第 1 回越谷市自殺対策連絡 協議会	1) 越谷市いのち支える自殺対策推進計画の 概要について 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画策定に向けた取り組みについて 3) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（素案）について
2023 年 10 月 23 日	第 3 回越谷市自殺対策庁内 推進会議作業部会	1) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（素案）について 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画の素案に係るパブリックコメントに ついて

日 程	会議名等	内 容
2023 年 11 月 6 日	第 3 回越谷市自殺対策庁内 推進会議	1) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（素案）について 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画の素案に係るパブリックコメントに ついて
2023 年 11 月 21 日	第 2 回越谷市自殺対策連絡 協議会	1) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（素案）について 2) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画の素案に係るパブリックコメントに ついて
2023 年 12 月 6 日 ～ 2024 年 1 月 5 日		パブリックコメントの実施 ・ ところの健康支援室、行政資料コーナー、 各地区センターに計画案及び意見箱の設置 ・ 郵送、ファクス、電子メール、電子申請に おいても受付
2024 年 2 月 (書面開催)	第 3 回越谷市自殺対策連絡 協議会	1) 第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進 計画（原案）について
2024 年 3 月 18 日	市長決裁	第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進計画 策定

2 越谷市自殺対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、自殺が重大な社会問題となっている現状に鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、市、学校、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自殺対策を総合的かつ計画的に推進し、市民一人一人が自他のかけがえのない命を守り、大切にし、誰もが自殺に追い込まれることのない、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての市民がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援及びそれを支えるための環境の整備充実が適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、包括的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、自殺の実態又は地域の実情に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の予防又は自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、国及び埼玉県と連携を図りつつ、市、学校（学校に類する教育機関を含む。以下同じ。）、事業者（市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。）、市民、医療機関、福祉関係機関等の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市の実情に応じた自殺対策を実施するものとする。

2 市は、前項の規定による自殺対策の実施に当たっては、市内の自殺問題に関する状況及び情報について組織横断的に分析し、効果的なものとなるよう努めるものとする。

3 市は、事業者及び市民の自殺対策に関する取組みを支援しなければならない。

4 市は、自殺対策の担い手でもある職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校の責務)

第4条 学校は、市、保護者及び関係機関と連携しながら、児童、生徒又は学生が命の尊さに対する理解を深め、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 学校は、命の尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 学校は、児童、生徒又は学生の心の迷いのサイン等を見逃すことなく、適切に対処するものとする。
- 4 学校は、児童、生徒又は学生と接する教職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市又は関係機関と連携しながら、その職場で働く全ての者が、心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう、その職場環境の形成に努めるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、自殺に対する正しい知識を習得し、理解を深め、一人一人が自殺対策の担い手になれるよう努めるものとする。

（名誉、心情及び生活の平穏への配慮）

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの者の親族等の名誉、心情及び生活の平穏に十分配慮しなければならない。

（計画の策定等）

第8条 市長は、次に掲げる施策を推進するため、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 自殺に関する調査及び研究
 - (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
 - (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
 - (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
 - (5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備
 - (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
 - (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
 - (8) 自死遺族等に対する支援
 - (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
 - (10) 子ども・若者の自殺対策の推進
 - (11) 高齢者の自殺対策の推進
 - (12) 労働問題による自殺対策の推進
 - (13) その他自殺対策に必要な施策の推進
- 2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び保健医療関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(越谷市自殺対策連絡協議会の設置)

第9条 自殺対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として越谷市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の協議に関すること。
- (2) 推進計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 自殺対策の連絡調整に関すること。
- (4) その他自殺対策に関し必要な事項に関すること。

3 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第10条 市は、自殺対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市議会への報告)

第11条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

3 越谷市自殺対策連絡協議会

①越谷市自殺対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市自殺対策推進条例（平成30年条例第53号）第9条第3項の規定に基づき、越谷市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 法務関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 産業労働関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 自殺対策に関する活動を行っている民間団体の代表者
- (8) 公募による市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他自殺対策に関し市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部保健所保健総務課こころの健康支援室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

②越谷市自殺対策連絡協議会委員名簿

No	選出区分	氏 名	所 属
1	1号委員 (学識経験者)	◎東 宏行	埼玉県立大学
2		宮下 毅	文教大学
3	2号委員 (保健医療関係者)	河野 るみ子	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院
4		五明 佐也香	獨協医科大学埼玉医療センター
5		○中村 吉伸	北辰病院
6	3号委員 (法務関係者)	麻王 秀一郎	埼玉弁護士会越谷支部
7		遠藤 俊介	埼玉司法書士会越谷支部
8	4号委員 (学校教育関係者)	池田 靖	埼玉県高等学校長協会越谷ブロック校長会
9		千嶋 淳一	越谷市中学校長研究協議会
10		高野 正子	越谷市養護教員会
11		近藤 明生	越谷市PTA連合会
12	5号委員 (産業労働関係者)	赤羽 章	越谷公共職業安定所
13		高橋 奨	越谷商工会議所
14	6号委員 (福祉関係者)	佐藤 久恵	越谷市社会福祉協議会
15		黒田 幸英	越谷市民生委員・児童委員協議会
16		浅井 華奈子	越谷市青少年相談員協議会
17	7号委員 (自殺対策に関する活動 を行っている民間団体の 代表者)	松本 和頼	越谷断酒会
18		都築 サユリ	埼玉いのちの電話
19		林 道代	自死遺族 分かち合い・支えあいの会 おおきな木
20	8号委員 (公募による市民)	大塚 猛雄	公募による市民
21		関 友佳	公募による市民
22		吉長 博美	公募による市民
23		星川 淳子	公募による市民
24		加納 想子	公募による市民
25	9号委員 (関係行政機関の職員)	田中 崇	越谷警察署

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日まで

◎会長 ○副会長

4 越谷市自殺対策庁内推進会議

①越谷市自殺対策庁内推進会議設置要領

(設置)

第1条 本市における自殺対策に係る計画の策定及び変更その他自殺対策の推進に資するため、越谷市自殺対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第4条 自殺対策に係る専門事項の検討及び調査研究を行うため、推進会議に作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、別表に掲げる副委員長及び委員の課所の調整幹、副課長又は主幹の職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダー及びサブリーダーは、作業部会員のうちから互選により定める。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、保健総務課こころの健康支援室において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月19日から施行する。

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

②越谷市自殺対策庁内推進会議
委員名簿

No	職 名
1	◎ 保健医療部長
2	○ 保健総務課長
3	危機管理室長
4	人権・男女共同参画推進課長
5	政策課長
6	収納課長
7	安全衛生管理課長
8	くらし安心課長
9	福祉総務課長
10	生活福祉課長
11	障害福祉課長
12	地域共生推進課長
13	地域包括ケア課長
14	子ども施策推進課長
15	子ども福祉課長
16	青少年課長
17	地域医療課長
18	健康づくり推進課長
19	経済振興課長
20	道路総務課長
21	都市計画課長
22	市立病院庶務課長
23	救急課長
24	スポーツ振興課長
25	指導課長
26	教育センター長

◎委員長 ○副委員長

③越谷市自殺対策庁内推進会議
作業部会員名簿

No	課 所 名
1	危機管理室
2	○ 人権・男女共同参画推進課
3	政策課
4	収納課
5	安全衛生管理課
6	くらし安心課
7	福祉総務課
8	◎ 生活福祉課
9	障害福祉課
10	地域共生推進課
11	地域包括ケア課
12	子ども施策推進課
13	子ども福祉課
14	青少年課
15	地域医療課
16	健康づくり推進課
17	経済振興課
18	道路総務課
19	都市計画課
20	市立病院庶務課
21	救急課
22	スポーツ振興課
23	指導課
24	教育センター

◎リーダー ○サブリーダー

5 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるも

のとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、

内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

6 自殺総合対策大綱（概要）

令和4年10月14日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進＞

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下） ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

【自殺総合対策における当面の重点施策の概要】

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
 - 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
 - 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
 - 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
 - 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

■自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

■児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進

■自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発

- ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
- ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

■自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用

- ・相談機関等に集約される情報の活用の検討

■子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動

- ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
- ・予防のための子どもの死亡検証(CDR: Child Death Review)の推進
- ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握

■コロナ禍における自殺等の調査

■うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

■大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

■連携調整を担う人材の養成

■かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上

■教職員に対する普及啓発

■介護支援専門員等への研修

■ゲートキーパーの養成

- ・若者を含めたゲートキーパー養成

■自殺対策従事者への心のケア

- ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援

■家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

■職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施

■地域における心の健康づくり推進体制の整備

- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援

- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推

進

■知人等への支援

- ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり

■子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

- ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

■長時間労働の是正

- ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
- ・勤務間インターバル制度の導入促進
- ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
- ・副業・兼業への対応

■職場におけるメンタルヘルス対策の推進

■ハラスメント防止対策

- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

■妊産婦への支援の充実

- ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進

■コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

- ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
- ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
- ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援

■困難な問題を抱える女性への支援

参考：厚生労働省資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/001002255.pdf>

7 相談先一覧

※相談日が祝日、年末年始にあたる場合はお休みです

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
こころの相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時 15分	第三庁舎1階		越谷市保健所こころの健康支援室 ☎048-963-9214
	24時間365日			埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343
	毎週月曜～金曜日 9時～17時			電話相談「埼玉県こころの電話」 ☎048-723-1447
	毎週月曜～金曜日 9時～17時	埼玉県立精神 保健福祉セン ター（北足立 郡伊奈町小室 818-2）	要予約	埼玉県立精神保健福祉センタ ー ☎048-723-6811
	毎日24時間			よりそいホットライン ☎0120-279-338
弁護士による 法律相談	毎週水曜日、毎月 第1・第2・第4 金曜日、第1日曜 日 13時20分～16時 20分（第2金曜 日は16時～19 時、第1日曜日は 9時～12時）	本庁舎3階 くらし安心課	相談日の週 （月～日）の 2週間前の月 ～日曜日 電子申請また は電話、窓口 で受付。定員 6人	くらし安心課 ☎048-963-9156
法律相談 （一般）	毎週月曜～金曜日 9時～17時	法テラス埼玉 （さいたま市 浦和区高砂3- 17-15 さいた ま商工会議所 会館6階）	要予約	法テラス埼玉 ☎0570-078312
司法書士法律相談	毎週火曜・水曜・ 金曜日 13時～16時 毎週土曜日 10時～13時	埼玉司法書士 会越谷総合相 談センター （越ヶ谷2-8- 24 森田ビル202 号）	要予約 予約は平日 10時～16時	埼玉司法書士総合相談センタ ー ☎048-838-7472

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
市民相談 (一般)	毎週月曜～金曜日 9時～16時30分 (12時～13時を除く)	本庁舎3階 くらし安心課		くらし安心課 ☎048-963-9156
市民相談 (交通事故相談)	毎週月曜・木曜日、毎月第1・第3火曜日 9時～16時30分 (12時～13時を除く)	本庁舎3階 くらし安心課	要事前連絡	くらし安心課 ☎048-963-9156
総合福祉相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時15分	中央市民会館 2階生活支援課		越谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251
貸付相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時15分	中央市民会館 2階生活支援課	要予約	越谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251
税務相談 (税理士)	毎月第1月曜日 10時～15時(12時～13時を除く)	本庁舎3階 相談室2	相談日2週間 前の月曜日 (祝日の場合は翌日)、午前9時から電話で受付。	くらし安心課 ☎048-963-9156
	毎週月曜・木曜日 13時～16時	越谷税理士会 税務相談所(赤山町3-2-3野崎ビル2階越谷税務署前)	要予約	関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131
登記相談 (司法書士・土地家屋調査士)	毎月第1水曜日 9時～12時	本庁舎3階 相談室2		くらし安心課 ☎048-963-9156
行政相談	毎月第2金曜日 9時～12時	本庁舎3階 相談室2		くらし安心課 ☎048-963-9156
行政書士相談 (埼玉県行政書士会越谷支部)	毎月第1金曜日 10時～15時(12時～13時を除く)	本庁舎3階 相談室2		くらし安心課 ☎048-963-9156
消費生活相談	毎週月曜～金曜日 9時30分～15時30分(12時～13時を除く)	本庁舎3階 消費生活センター		消費生活センター ☎048-965-8886

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
労働相談 (社会保険労務士)	毎週金曜日 13時～16時	第三庁舎 4階相談室	受付は15時 30分まで	経済振興課 ☎048-967-4680
内職相談	毎週火曜・木曜日 10時～15時30分 (12時～13時を除く)	第三庁舎 4階相談室	受付は10時 ～11時30分、13時～15時	経済振興課 ☎048-967-4680
就職支援相談 (キャリアコンサルタント)	毎週月曜～金曜日 9時～17時(12時～13時を除く)	第三庁舎 4階相談室	月曜～水曜日は予約優先 受付は午後4時30分まで	経済振興課 ☎048-967-4680
経営・創業相談	毎週月曜～金曜日 9時～16時(12時～13時を除く)	ビジネスサポートセンター こしがや	要予約	ビジネスサポートセンター こしがや ☎048-967-2424
職業相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時15分	ハローワーク 越谷		ハローワーク越谷 ☎048-969-8609
事務所の求人相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～16時	ハローワーク 越谷		ハローワーク越谷 ☎048-969-8609
DV相談 女性のなやみ相談	毎週月曜～金曜日 10時～16時(12時～13時を除く)	女性・DV相談支援センター	面談相談は要予約	女性・DV相談支援センター ☎048-963-9176
	毎週水曜・金曜日 17時～20時		電話相談のみ	女性・DV相談支援センター ☎048-970-7415
(女性のなやみ相談のみ)	毎週土曜日 10時～16時(12時～13時を除く)	男女共同参画支援センター		女性・DV相談支援センター ☎048-963-9176
DV お悩みチャット@埼玉	毎週日曜・水曜・金曜日 15時～20時30分 (12/29～1/3を除く)			DVお悩みチャット@埼玉 https://saitamaonayami.jp

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
DV 相談+（プラス）	毎日 24 時間		メール相談、 チャット相談 あり	DV相談+（プラス） ☎0120-279-889 https://soudanplus.jp
配偶者からの暴力 に関する相談	毎週月曜～土曜日 10 時～20 時 30 分 （祝日・第 3 木曜 日・年末年始を除 く）			埼玉県男女共同参画センター WithYou さいたま 相談室 ☎048-600-3800
にんしんSOS埼玉	毎日 16 時～24 時		電話の受付は 23 時まで メール相談は 24 時間受付 （返信に 2 日 程かかる場合 あり）	にんしんSOS埼玉 ☎050-3134-3100 メ-ル soudan@sos.saitama.jp
男性のための電話 相談	毎月第 1・第 3 日 曜日 11 時～15 時 （6/19、1/1 を除 く）			埼玉県男女共同参画センター WithYou さいたま 相談室 ☎048-601-2175
にじいろ県民相談 （埼玉県 LGBTQ 県 民相談）	毎週土曜日（年末 年始除く） 18 時～22 時		最終受付 21 時 30 分	にじいろ県民相談 ☎0570-022-282 LINE：「埼玉県_にじいろ県民 相談」で検索
埼 玉 弁 護 士 会 LGBT 法律相談	毎月第 1・第 3 水 曜日（祝日、年末 年始を除く）		当事者だけで なく、家族や 雇用主、担任 教師などの相 談も可	埼玉弁護士会 LGBT 法律相談 ☎048-861-0901
人権相談 （人権擁護委員）	毎月第 1・第 3 木 曜日 13 時～16 時	本庁舎 4 階 相談室		人権・男女共同参画推進課 ☎048-963-9119
	毎週月曜～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分		電話相談のみ	みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110
青少年相談	毎週月曜～水曜・ 金曜日 9 時～16 時	青少年相談室 （越谷市教育セ ンター内）	面談相談は要 予約	青少年相談室 ☎048-964-0272

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
こども相談	毎日 24 時間			よい子の電話教育相談 ☎ # 7 3 0 0 ☎ 0 1 2 0 - 8 6 - 3 1 9 2 メ-ル soudan@spec.ed.jp
	毎日 24 時間			埼玉県虐待通報ダイヤル ☎ # 7 1 7 1 ☎ 0 1 2 0 - 8 0 - 7 1 7 1 ☎ 0 4 8 - 7 6 2 - 7 5 3 3
	毎日 24 時間			24時間子供SOSダイヤル ☎ 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
	毎日（年末年始除く） 16 時～21 時			さいたまチャイルドライン ☎ 0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
家庭児童相談	毎週月曜～金曜日 9 時～16 時(12 時～13 時を除く)	中央市民会館 4 階家庭児童相談室	来所の場合は事前に電話でお問い合わせください	家庭児童相談室(子ども福祉課) ☎ 0 4 8 - 9 6 3 - 9 3 1 9
教育相談	毎週月曜～土曜日 9 時 20 分～16 時 40 分	教育センター	電話相談の受付は 9 時～19 時、土曜日は 16 時 40 分まで メール相談は市ホームページで「教育相談」を検索	教育センター ☎ 0 4 8 - 9 6 2 - 9 3 0 0 ☎ 0 4 8 - 9 6 2 - 8 6 0 1 ハートコール（子ども専用電話相談） ☎ 0 4 8 - 9 6 2 - 8 5 0 0
不動産相談	日にち不定 10 時～15 時(12 時～13 時を除く)	埼玉県宅建協会越谷支部(越ヶ谷 2-8-23)	広報こしがやに掲載	埼玉県宅建協会越谷支部 ☎ 0 4 8 - 9 6 4 - 7 6 1 1
なんでも相談	毎週月曜～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	なんでも相談窓口(市役所エントランス棟 1 階、北部出張所)		なんでも相談窓口（市役所） ☎ 0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 5 0 北部出張所 ☎ 0 4 8 - 9 7 8 - 4 1 4 1
介護相談	日にち不定	場所未定	広報こしがやに掲載 ピアサポート形式の相談は要予約	介護保険課 ☎ 0 4 8 - 9 6 3 - 9 3 0 5

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
生活自立相談 「よりそい」	毎週月曜～金曜日 9時～17時	第三庁舎2階 生活福祉課		生活自立相談「よりそい」 ☎048-963-9212
就労準備サポート 「つながり」	毎週月曜～金曜日 9時～17時		来所の場合は 事前に電話で お問い合わせ ください	就労準備サポート「つながり」 ☎048-971-5015
成年後見相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時	中央市民会館 1階成年後見セ ンターこしがや		成年後見センターこしがや ☎048-966-2281

※令和5年10月現在の情報です。詳細は直接ご確認ください

第 2 次越谷市いのち支える自殺対策推進計画
～誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して～

発行年月 令和 6 年(2024 年) 3 月

発 行 越谷市保健所 保健総務課 こころの健康支援室
〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号市役所第三庁舎 1 階

電話 048-963-9214 FAX 048-963-9171

